

大代の歩み

大代西区 佐藤 甚六

はじめに

気の遠くなるような過去に、この地で人類が生活の営みを始めて以来、さまざまな人々が去来して歴史を積み上げ、栄枯盛衰を重ねて現在に至っております。

ここで、先人たちの残した史料と地元語り伝えられた伝承を基に、大代に生を享け育った者の務めと考え筆を執るしだいで。

● 大代及び周辺地域の地勢と沿革

古代の多賀城は、北側に丘陵地、南側は湿地帯を含む平坦地で、毎年の暴風雨等による水害は上流から低地帯を自然環境に任せ紆余曲折し、下流の大代南側低湿地帯を経て現在の七ヶ浜町湊浜から海に注いでいた。

時代は移り変わり、奈良時代前期、大和朝廷は東征の拠点として、多賀城に国府築城の際、築城用資材の搬入を湊浜からの河川（現在の砂押川）を改修して船便で運んだものと思料されます。

なお、現在の貞山運河が江戸時代になって仙台藩主「伊達政宗」によって掘削されるまで、湊浜までの船運は続いた。

大代の北側は丘陵地で、西に来宝壇山、東に石ヶ森山があった。来宝壇山は現在の多賀城自衛隊駐屯地内に所在した山で、そこには法印墓と呼ばれた来宝修験者の墓地があり、戦前から採石場であったが、昭和十七年海軍工廠の建設により墓地は現在の大代墓地に移転し、山そのものも工廠用地の採石等で消滅した。石ヶ森は中峰（現大代四丁目）にあり、戦前には採石場があったが、仙台新港移転者の代替地及び公営住宅用地として宅地造成され様変わりした。

その他、大代地内の田畑等は昭和四十四年以降仙台港背後地として、緩衝緑地公園・流域下水道処理場・東北石油（新日本石油仙台製油所〔現JXエネルギー〕）等の敷地に造成され今日に至っております。

い。なお、次の項からは、郷土の史実を研鑽されている、南区在住の渡邊 巖さんに健筆をお願いしますので、ご期待ください。

大代の歩み

大代南区 渡邊 巖

『大代の歩み』佐藤甚六氏の後を今月から私が続けることになりました。

ついては、この稿は、ほとんど多賀城市史（近世以降）に拠ること、史実の説明と内容の関連で大代以外の近隣地域にも触れたこと、紙面の都合で年表と地図の掲載を省略し、時代範囲も近世から太平洋戦争の終わり頃までに限定した事を付記します。

● 『大代村の概観』

村名の由来

天正年間の古文書には既に『大代村』の名が見えているが、村の古館に「豪族大木戸四郎太夫重信ノ居城」が存在した。所在地は、旧笠神村と大代の境の「大木戸」の辺りであった事から、「慶長」の年号（西暦一五九六年）以降までは大城村といつていたが、当時の徳川幕府制度である一藩一城の決まりに遠慮した仙台藩から大代に替えられたといわれている（現・七ヶ浜町大木〔だいき〕 圃との説も）。

では、仙台藩の命により安永三年（一七七四年）に大代村から提出した『安永風土記』によって当時の我が村を覗いてみよう

村内の集落

当時、御舟入堀は既に開掘されて村の東部をほぼ南北に走り、その東側は中峰・橋本・蝦夷穴・高原・枡形・鶉野、西側は雷神・船場・山崎・元船場・西原・小沢・銭神という小字名を持つ諸集落によって大代村は成り立っていた。

● 村の周囲

現在の大代地区の大部分と笠神地区の一部に、塩釜市に編入された牛生・芦畔地区を含み、南は湊浜に接する鶉野から、西は笠神村との境になる銭神・小沢に至るまでの一五町（約一六三五段）の範囲にある村である。

● 地勢と自然

村には石ヶ森（高さ三五間 \parallel 約六三 m ）と来宝壇山（高さ四八間 \parallel 約八六 m ）という二つの山があった。

石ヶ森は、大代村の中峰（現在の代四丁目）と松ヶ浜の境にあり、戦前は採石場があったが、戦後宅地化されて大きく変わり、山の高さも昔の半分になった。来宝壇山は笠神村の境界、小沢地内（現在の自衛隊駐屯地内）に在った山で、そこには法印墓と呼ばれた来宝修験者の檀家の墓地があり、戦前から採石場であったが、海軍工廠の建設で墓地は現在の（西園寺大代墓地）場所に移転し、山そのものも工用地の採石で消滅してしまった。

鶉野は高原の南にあり、五代藩主 吉村が「野とならば鶉となりて鳴きつらん どれどみヶ原の音ぞゆかしき」と詠んだといわれる鼓ヶ原がある。ここに踏むと鼓のような音がする所があつてこう呼ばれたという（つづみの誤り）。この原には享保年間（一七一六年 \sim 三五年頃）藩主の吉村（獅山）が鶉を放つて飼育し、春秋には狩猟をしていた。この辺りは現在、公共下水道や仙台港隣接石油基地となつて、往時を偲ぶ縁は無い。

村を通る公道は、石ヶ森を経て松ヶ浜へ通ずる道、笠神を通つて塩釜への道、高原を通つて湊浜に至る三筋であつた。

● 村民の暮らし

当時（一八世紀初め頃）、我が村の東部を御舟入堀が縦断していて、その入り口に当たつていたこと、塩釜湾（千賀ノ浦）や七ヶ浜に隣接し、半ば漁村の性格を持つていたことが他の農村と異なる大代村の特徴であつた。

砂押川は大代村では船場川と呼ばれ、ここで御舟入堀に接続されて村分の大木戸という所で海（千賀ノ浦 \parallel 塩釜湾）に注ぎ、笠神村の方へ続いていた。もつとも、御舟入堀が掘削された万治年中（二六五八年 \sim 六一年）以前は、船場川は神酒（みたらし）川と呼ばれていたが、このように半漁村的な大代村の特産品は水産物で、季節的には白魚（春）、蜆・鰻（夏）、鰻（秋）、鰻（冬）と、大代を代表する産物として藩主への献上品にもなつていた。

では、風土記で当時の町場を見よう。家数は二九軒で、このうち人頭（本百姓）が二七、残る二軒は借家であつた。屋敷名の数は、茶屋敷（後には茶屋屋敷）に一六、古屋敷に七、柏木屋敷に三、東屋敷に二で、このうち東屋敷の一が潰れ百姓になつて絶えたので、これを除くと先の人頭数と同じ二七軒で、人口は男一二七、女一二〇、合計二四七人であつたが、他の村と異なるのは軒数の割に馬の頭数が二五と多く、また、本石米瀬取船八艘、小船七艘などが有つたことである。その理由は、大代村に陸揚げされる魚や荷物があつた他に、仙台城下と塩釜を結ぶ街道が通り、塩釜に陸揚げされる荷物や水産物

の輸送に当たることが多く、更に前述した船が藩や給人の御用船として年貢米の輸送や、藩の許可する米穀の移出入や浜方の魚類等、種々の商取引に関係する人々も住み、単純な農村とは違った生活を営んでいた。

※傍線部分の説明

風土記：幕府が全国の藩に命じて提出させた『郡村名の由来、地形、産物、寺社、伝説、人口などを記した地誌』

(郷土誌の広域的なもの)。仙台藩には安永三年(一七七四年)に藩内に命じて書出させた『安永風土記』がある。

ほんこくまい

本石米：仙台藩内、大崎耕土で収穫した米の総称。

きゆうにん

給人：藩から知行地を与えられた家臣。

ちぎようち

知行地：藩主から家臣への俸禄に米・貨幣の代替として与える土地。

本百姓：家屋敷・田畑を持ち、年貢・諸役を負担し、村の一人前の構成員としての権利・義務を持つ農民。人頭と呼ばれた。

しながわり

品替百姓：地方在住の有力農民で、先祖の功績や藩主への貢献により賞与を受たり、苗字帯刀を許された百姓(本百

姓より一段格下)。

家中屋敷：江戸時代の給人の屋敷。

在京屋敷：家臣が野谷地開拓で藩から賜った土地に居住する為の屋敷。

村高：村全体の生産高のことで、近世頃から行われた年貢・諸役賦課の算定基準。地味の良否による地力を、上々、上、

中、下、下々の五等級に分けて各等級の収穫率を定め、その面積に乗じて通計した一村の総石高。

大代村の船場には「御番所」(藩の役所で御石改所)があつて、米穀の密売買取締りと移出入を取扱っていたが、この番所の回りに住む人々が茶屋敷一六軒の人頭達であつた。おそらく外海から御舟入堀に出入りする船を漕いだり、各種の荷物の積み降ろしや運送に当たっていたと思われる。

前述した白魚、蜆、鰻、鯉の献上品は「茶屋敷(または茶屋町)品替百姓」が番所の詰役の手を通して上納し、城下の原町代官所へ日ごとに運んで行き、城中の御日肴として調理されることになっていた。つまり、茶屋敷の住人達は仙台城中の藩主などの副食の一部を納入する義務を負っていたので、その役割によつて諸役の納入を免除されていたのである。では当時、一般の大代村民は、大代のどの辺りに住んでいたのだろうか。

古地図によると、そのころの大代村内の道路は前述の様な状況で、現在の太田地区の経路と似通っていた。村民は生業によつて多少の偏りは有つても大凡は道路沿いに住居を構え、いくつかの集落を形成していた。殊に「茶屋町」は家並みが町場風に並んでいたことを示していて、そこには酒屋二軒、菓子屋三軒など船で働く船頭や水主(かこ)などの休息の場があり、また、穀問屋一軒、塩問屋二軒があつた。そしてその小字名を元船場・船場といったように水陸を結ぶ物資流通の上で、小規模ながら港の形態をとつた特色ある土地柄であつた。

その中で財力の有る分限者は、自らの所在地を『屋敷』と名乗り、家業の規模に応じて本百姓(人頭)と借家に別れていたことは前述のとおりである。

これとは別に、大代村に関わりのあつた武士達で、時代は少し遡るが、伊達氏が仙台城に入る慶長五年(一六〇〇年)以降、大代村に在郷屋敷を持つて居住するか、或いは知行地の一部を所有していた家臣は次のとおりであるが、时期的な差があつて、すべてが同時期に在住したものではない。

齋藤氏 祖は某与惣右衛門であるが、子がなく、同じ大代村の橋本氏二代目**重殷**の弟を寛永一九年(一六四二年)に養嗣子とした。その養嗣子が齋藤家二代目の齋藤重弘であつたことから、同氏が太田村に在郷屋敷を賜つたのは元和年間(一六一五年)以前と思われる。譜系は祖の齋藤某与惣右衛門から、九代目の齋藤弘勝までの間に二度、橋本氏から養嗣子を迎える等して二一五年続いた。祿高は三三三石(寛永二〇(一六四三年))に始まり、二代目重弘の時(延宝五(一六七七年))には最高の五四九石余りを賜っている。

橋本氏 橋本氏は、伊達政宗の夫人愛姫(めぐひめ)の実家である田村氏の一族で、先祖は馬場重親。その子の重殷が愛

姫から橋本姓を授けられ、慶安四年（一六五一年）に祿高三〇〇石、承応元年（一六五二年）、宮城郡大代村に在郷屋敷一軒、家中屋敷二〇軒を賜ったが、その後、新田開発によってさらに祿高を増やし、万治三年（一六六〇年）には八〇三石を賜った。家中屋敷はその後、大代村の知行となる笹原仁平寺へ二軒（元禄二年（一六八九年））、岩淵勘ノ助へ二軒（享保二年（一七二七年））へ譲り一六軒となった。譜系は二代目の重殿から橋本姓となり、一〇代目某（八郎右衛門）まで約二二〇年続いた。（今の大代五丁目以前は大代字橋本の字名で、橋本屋敷が由来という。）

小関氏 祖の加賀某は伊達累代の臣。八代目の小関恒典の文化一三年（一八一六年）に大代の橋本氏（前出）の九代目、良賢から譲渡され、大代村に在郷屋敷を構え、九代目恒道まで続いた。

この他には五氏の知行地と侍屋敷一軒、足軽屋敷一〇軒があったと言われている。
次は、当時の大代の村勢を風土記書出中の村高で見よう。

● 村高

田一七貫九〇〇文^リ一七石九斗、畑四貫二六五文^リ四石二斗六升五合、『合計二二貫一五六文^リ二石一斗五升六合』を産出する耕地があり、このうち藩が所有する蔵入地が七貫六一九文^リ七石六斗一升九合、家臣の知行地である給所分が一四貫五四六文^リ一四石五斗四升六合である。

なお、大代村の御舟入堀に係わる書出しについては前述したが、次の事柄を補足する。

献上魚：前述した献上品は、茶屋敷に住む百姓が上納・輸送していた。然し実際に大代村に品替百姓の該当者は無いのに、書出しに茶屋敷品替百姓と有るのは、有力農民の諸役免除と同様に、日肴を納入し人足役を負担するという特別な役割に對して、諸役を免除された茶屋敷一六軒の人頭達の誇りを示したものである。また、これらの人頭達のうち五軒は、天保六（一八三五）〜三六（一八三六）年の「当人数御改帳控」では、職業は不明であるが農業以外の人頭で、酒屋、菓子屋など資本力のある者が船の仕事や漁業に携わっていたのかも知れない。

● 藩直轄の造植林事業

大代村内で藩直轄で行われた『御林』事業は、寛文年間（一六六一〜一六七三年）ころから始まり、特に元禄一〜一〇（一六八八〜九七年）頃にかけて御舟入堀沿いに、その東西土手・柏木原・高原の他、合計一三個所に杉材を中心にする収益性の高い造植林事業が積極的に進められたことが風土記に書出されている。

『高原御林』黒松。大代村最古(寛文年間)の植林。長さ五町四〇間・幅一五間であったが、元禄六年(一六九三年)に藩主の鷹狩りの為に伐採され売り払い代金半額は村に返還。(以下御林省略)

『公儀山』杉。長さ三町・幅六間。

『御舟入堀西土手』杉。長さ七町・幅二町。

『御舟入堀東土手』松。長さ六町・幅三町。

『川前』檜。長さ一五間・幅一間。

これらは何れも元禄元年(一六八八年)頃の植林とされ、それ以後に行われた植林は次のとおりである。

『御舟入東土手揚土、式ツ山』杉。計二回 一一五〇本。

『御舟入東土手石ヶ森山』杉。一回 一〇〇本。

『御舟入東土手』杉。一回 一八六〇本。

『御舟入西土手』杉。計四回 一一五三五本。

このうち一回分は、天保五年(一八三五年)から弘化二年(一八四五年)までの間に新畑開拓の為に伐採されて畑地になった。

『御舟入西金宵山』杉。一回 三〇〇本。

『御舟入西金宵山』杉。計二回 二八〇〇本。

『くわからたん(場所不詳)』杉。一回六五〇本。

開始以来三六年間にわたり約四十町歩の山野に一万九千三百本に及んだ大造植林(御林^{II}おんばやし)事業であった。

この事業の名残とも思える『御林』の地名(小字)が七ヶ浜町の東宮浜に現存する。

● 信仰・伝説等

神 社

柏木神社 大代村唯一の鎮守神である。祭神は塩竈大神の従神である藻塩場老翁・藻塩場老媪の二神で延暦二年(七八三年)の勧請といわれる。「塩松勝譜(塩竈・松島の勝景を記した江戸時代の観光案内書)」の一部に『大代ニ在リ塩廟枝祠(塩竈神社の末社)ノ一。土人曰ク、神柏樹ヲ愛ス。故ニ祠辺皆柏木也。相伝フ、神塩神ニ従ツテ塩ヲ煮、柏葉ニ包ミテ諸生民ニ頒カチ与フ。故ニ柏木ノ称アリ』と見える。

昔、大代付近の開拓に偉大な功績を垂れ、塩竈神と共に塩を煮て柏の葉に盛り諸民に頒け与えた故に柏木神と崇敬されて、鎮守の森は柏木(現在の代五丁目地内)にあり、例祭日は旧暦の九月二七日で、当日は神社の周囲に多くの出店が並び近郷近在から多数の参詣で賑わったが、中でも人目を引いたのは、伝統行事として老神官が奉納した二つの修験荒行であった。

最初に、神社の広場に柴木を燃やし、その上を裸足で渡る『火渡り』。続いて、直径四尺、深さ二尺の大釜の水を煮立て、その熱湯を白衣装束の神官が笹竹に浸して身に振りかけながら、大釜を一巡して身を清める『湯立て』。

この二つの行事は昭和一桁年代頃まで行われていた。また、神社に隣接して来宝院という修験道場が承応元年(一六五二年)に仙台慈雲山良覚院として開山し、建物は明治年間まで残っていた。本尊は一尺五寸の不動明王の木造立像で慈覚大師の作という。開院は来宝院永順で、その子孫が柏木神社の別当(神仏混淆時代の僧の職名で、明治元年の神仏分離令で名称だけが残った。)

村人の中には来宝院の檀家となった人達があり、その墓地が来宝壇山に在って法印墓といわれたが、海軍工廠の開設で移転させられ跡形もなく整地された。

また、神社の付近には『学堂』といわれた木造の建物も在って、村民の寄り合いや、児童・生徒の学習場所としても使用されたが、これも時代の変遷と運命を共にした。

子安観音

宮城三十三観音礼所の一つである。この子安観音には、正保五年八月十八日と銘が刻まれてある(正保五年「一六四八年」)。「安永風土記」には、「安永年迄三百二十三年二相成り地主権四郎別当ノ由ニ御座候事」となっている。

この観音は塩釜く大代の山街道の入り口在ったものを、海軍工廠建設の為の整地によって現在地に移したものである。

この観音様には次のような縁起がある。現在の地主別当渡邊敬一氏の祖先に渡辺権右衛門という人があった。或るとき用事があって仙台に行ったが、帰り道で多くの男達が大人車に石仏を載せてワツシヨイと掛け声を掛けながら引いて来たのに出会った。ふと見ると誠に立派な石の仏様である。きけば男達は岡田の人々で、仙台の八幡堂からこの石仏を貰い受けてきたところだという。ところが岡田の別れ道に来ると、その車はピタリと止まって動かなくなった。いくら引いても押しても動かない。権右衛門は気の毒に思い、一緒になって引いたが動かないので「待て、俺が背負ってみよう」といって石仏を背負ってみたと容易に背負うことが出来た。

だが、大代へ帰る人と岡田へ行く人とはどうにもならないので、岡田に行く人達が代わる替わる背負って行くことになったが、権右衛門以外の人ではとても重くて動けない。相談の結果、此の石仏はどうやら岡田に行くのを嫌っているらしいから、大代の人にあげることによしようと話が纏まり、権右衛門は石仏を背負って来たが、大代と笠神の境の小沢にある小山に石仏を下して其処で祀ることにした。

ところが大代で病気が流行した。渡辺家ではこの石仏が気掛かりなので石仏を拝んでみると、果たして石仏が現れて申すには『私は渡辺氏に背負われて大代に来る途中のこんなところに下されては立つ瀬がない。どうか大代に祀ってくれ。そして別当も末永く渡辺氏になって貰いたい。すれば病気の流行も消えるだろう』と。渡辺家では大いに恐縮して、大代の塩釜街道の入り口にお遷しして盛大なお祭りをし、それから代々渡辺家で別当を務めている。

念仏橋

現在の橋からは想像もつかぬ程粗末な土橋で、柏木から中谷地に行く途中の船場川(砂押川)に架かっていたが、洪水や津波でたびたび落ち、終にはそのまま通行が不自由になったことを憂えた大代のおばあ様達が、奉行所に願い出て許しを受け、享保年間(一七一六〜一七三五年)十数年の念仏修行を続けながら、講を作って浄財となる資金を積み上げ、ついに橋を架けた。それに因んでこの橋を念仏橋と称えきたという。

他の説には、付近の菊ヶ岡にあった某氏の屋敷に仕えていた下女のお菊が罪を犯して生き埋めにされ、その祟りを恐れた通行人が橋を渡るときに念仏を称えてお菊を弔ったのでこの名があると。

● 村の互助組織

さて、戦後、長い間『隣は何をする人ぞ』の様に稀薄だった地域社会の結束も、行政・地区住民共同の活動で成果を上げているが、では昔の大代住民はどのような方法で相互扶助を實行していたのだろうか。

契約(戸主契約)講：住民の親睦を図る為の宿行事や葬儀の際の互助を目的とした団体であるが、大代村にも文政年間(一八一八〜二九年)の頃から存在したと伝えられている。最初の頃は村全体で一つの団体であったが年と共に住民(戸数)の増加があり、村内を東・中・西の三区に分けて講を運営していた。

講の中心的役割は前記のとおりであるが、大代村には契約講とは別の組織があって、村内に不幸があったときの『知らせ・寺使い・棺担ぎ・墓穴掘り』など、葬儀に係わる一切の世話をした。また、村内の各戸コメ或いは香典(イシパネ)を集めて

その家に届けていた。

頼母子講：村人たちはまた金銭が必要になった時に備えて、いろいろな頼母子講の組織を作った。無尽も同じような組織であるが座元と呼ばれる主催者を立て、参加者が掛金を出しあって金銭を積み、くじ引きなどの方法で当たった人から順繰りにその金銭を利用することが出来るといのが頼母子講のやりかたであり、一種の互助組織であった。しかし、実際には急に金銭が要り用になった時や、農民の夢である伊勢神宮参拝の資金作りを名目にするものであったが、むしろ生活費に充てられる方が多かつたようである。

念仏講：五十歳代から七十歳代くらい迄の女性が加入し、年一回お寺へ料理を持参して寄り合いをしたり、村内に不幸があつた時に等に念仏を唱えて回つた。

観音講：姑も若い嫁も加入し、年四回の宿行事を行い、山の神の掛図を拝んで御馳走を食べた。場合によっては小牛田の山の神様へ代参を送つたりしていた。

組織としての『講』は殆ど昭和三十年代に解散しているが、個人的な参詣として今でも行われているのが三山参りと古峰原講である。

三山参り：出羽三山(月山・湯殿山・羽黒山)に対する登拝参詣講で、昔は集落毎に組織されていた様である。そして各地から徒歩で往来したといい、いよいよ登拝する日を迎えると、参詣者の家族の者が砂押川や貞山堀に入り『お山繁盛、代垢離』と唱え、参詣者に代わって水垢離をとつたものである。

古峰原講：古峰神社は、栃木県鹿沼市の古峰原(こぶがはら)に鎮座し、古来火伏の神、海上安全の神として信仰され、大代や七ヶ浜から参詣する集団が絶えず、毎年代表者を順番で決めて代参が行われていた。

大代村若者衆中掟定書：先述の契約講の目的をさらに発展させ、若者の社会教育的な性格も併せ持った団体で、文政十年(一八二七年)に制定された。当初は十五〜十六歳から四十歳ぐらいまでの長男で組織していたが、いつの頃からか次・三男も加入するようになった。

この契約も戸主契約と同様に輪番制の宿で年一〜二回の寄り合いを持ち、米や料理代を持ち寄って共同飲食をしている。主に消防の仕事をしていたが、当時の大代には山林や田畑(水田十六町歩・畑八町歩)等の共有財産があつたので、その管理の為に山林の下草刈り・谷地(カヤ)狩り等の作業、更に塩釜揚げの五十集(イサバ)物の輸送に係わっていた。

『若者衆中掟定書』の伝統は維新後も続いたが、明治も後半になり漸く社会教育的意識が高まって台頭したのが青年団である。

青年団：団員それ自身の教育を目標に社会人としての育成を目的とした。宮城郡には従来から各市町村に青年の団体があつて、冬季農閑期を利用して教師を招いて文武を修練する習慣があつた。大代では前記の若者衆中掟定書からの流れを引き継いで大代青年契約会となり、同時に処女会・婦人会が誕生して社会教育の中核団体となつた。

宮城郡内では明治四二年（一九〇九年）までには青年会・青年団などが五六団体（会員五二二五名）に達した。主たる事業は、学術補修・体育奨励である。その中であつて大正二年（一九一三年）に制定された普通教育奨励会規定により、大代青年団は成績優良により表彰の栄を得たのである。

大正四年（一九一五年）九月、青年団改善の趣旨により、従来の組織を一変して、郡↓町村↓地区の系統に応じた青年団に改められ、宮城郡青年の大団体が結成された。多賀城の青年団もこの時に組織化され大正五年（一九一六年）二月六日に結団した。この活動も第二次世界大戦の経過により、殊に婦人会は『愛国婦人会』と改称して独自の活動を広めたが、終戦に伴う社会情勢の激変の為終息を余儀なくされた。

戦後となり、本格的な社会教育体制が整いだしたのは各地に地区公民館が設立されて以後のことで、更に行政による生涯学習の機運が醸成されて各地区公民館毎に独自の学習プログラム、体育系・文化系の各種サークル活動等に発展して現在に至っている。

● 御舟入堀の開削

曾ては大代の母なる川として住民の生活と密接不離であつた『貞山運河』（御舟入堀）の話に移ろう。

御舟入堀は塩竈牛生から大代に至り、砂押川を流入させて海岸沿いに南下し、七北田川（冠川）河口である蒲生に至る約八kmの運河である。藩政時代、伊達政宗は自藩最大の穀倉地帯である仙台北方の、所謂本石米の生産地である大崎五郡（耕土）の租米の輸送経路を短縮する為、塩竈から仙台までの内陸水路を計画したが幕府から中止を命ぜられ、遂に実現しなかつたことは、後の寛文中、四代藩主綱村の時代に牛生く蒲生間の総奉行であつた和田房長から塩竈神社に対する工事完成の願文に『昔先君政宗卿以来溝渠ヲ開キ運漕ニ便ナラシメムト欲スル志アリシモ未ダ成ラズ、士民之ヲ憾トス』とあることで知られる。これを実現したのは綱村が亀千代と称した時代で、工事奉行は蒲生千八百石を領した出入司の要職に在つた和田織

部房長、施工者は出入司副役の佐々木伊兵衛で、寛文一〇年（一六六九年）四月、徳川家綱より綱村に対し工事の許可が下り、同年八月起工、同一三年（一六七二年）春に至って塩竈牛生く蒲生間約八kmが完成したのである。

● 貞山運河の名称

本文の主題である『貞山運河』は一般には「貞山堀」と呼ばれている。然し、元からの呼名ではなく藩政期には、前記の通り北部の塩竈牛生く七北田川蒲生間は「御舟入堀」と呼ばれた。この名が貞山運河の最初の名称であり、約二八〇年間正式な名称として通用してきた。

次いで第二の正式な名称「貞山堀」になる。これは明治一六〇二三年（一八八三〇九〇年）に亘って運河の改修工事が行われた際、明治一三〇一四年頃に県の土木課長であった早川智寛が、伊達政宗の運河大構想を偲び、政宗の諡である「貞山」と名付けたものであるという。次いで第三の名称である「貞山運河」であるが、明治一六年から始まった貞山堀改修による通船を待つて県が定めた運河取締規則の中で、通航船舶の大きさ・速力等と共に「貞山堀」が『貞山運河』と改称されている。これは、当時すでに開通していた野蒜運河・東名運河との釣り合いから「堀」を「運河」と変えたものと思われる。

貞山運河は、昭和四〇年の河川法改正以前は、阿武隈川河口の納屋から塩竈牛生まで名取川・七北田川・砂押川の各水系を横切る一つの河川（運河）と認められていた。ところが河川法改正以後は各水系毎に分属され、このうち塩竈牛生く蒲生間は貞山運河北部水路の砂押川水系として北貞山運河（塩竈牛生く大代間二・六km）と南貞山運河（大代く蒲生間四・四km）に分割されたのである。では次に、此の視点で砂押川水系運河の来歴を見よう。

● 慶長以前の砂押川・七北田川

砂押川は宮城・黒川郡境の松島丘陵を源流とし、多賀城地域内で勿来川・長田川・野田の玉川を併せて略東流し、大代で貞山運河に合流する。その流域面積は五二平方キロメートル、流路延長一二・四キロメートルの二級河川である。

七北田川は泉ヶ岳を源として仙台市東地区を横断し、古くは岩切新田よりそのまま東流して多賀城址の南方で砂押川の河道に入り、東南流して大代付近から湊浜に至り、ここで海に注いでいた。

しかし、慶長一六年（一六一二年）頃に行われた七北田川の蒲生への放水路開削、寛文一〇〇一三年（一六七〇〇七三年）の七北田川と砂押川との流路分離工事の結果、仙台市岩切から東南流して仙台市田子く和田新田を通り、蒲生で仙台湾に注ぐ現在の流路になったものである。

湊浜は、多賀国府時代が最も賑やかで、中世の藩政初期に至るまで連綿として七北田川の河口港としての役割を果たしていたと考えられる。しかし、前記の様な河道改修により砂押河道は流量不足による河道の不安定化、河道の閉塞などの為に船航が困難となり、さらに御舟入堀の開削に及んで河口港としての役割を失い、一漁村となったものと推測される。

御舟入堀完成までの物語はこの辺で措き、次は完成後の運河利用を巡って塩竈と周辺の村々との間に生じた確執に話を移そう。

● 塩竈の水揚げ独占

御舟入堀完成後まもない貞享二年（一六八五年）十二月、藩から塩竈に対し農・水産物の取扱いで多くの特権が与えられたが、その内一つは次のようなものであった。『それまで勝手次第に宮城郡諸浜に荷揚げしていた漁船や諸商船の荷物、五十集船、自国・他国の材木船とも、すべて塩竈港にのみ着岸し、荷の売買を行うことにする』（貞享二年令）

このことは大代を含む周辺の浜へ大きな影響を及ぼし、その後長い間塩竈と周辺の浜との間に生じた様々な対立や確執は当然の成り行きだったのだろう。

● 塩竈と貞享二年令

元々、宮城郡の漁村には「御日肴役」が課され、近海と遠島の漁場で漁獲した魚を満載した船は、貞享二年令以前には宮城郡の『大代・湊浜・松ヶ浜・菖蒲田・花淵・吉田・代ヶ崎・東宮・塩竈』と、『蒲生』の何れにも勝手次第に乗り入れて魚を水揚げし、そこから馬に載せ換えて仙台に運び、肴町などの城下の五十集の仲間を通じて、藩主を始め仙台城下に魚を供給する大事な役割を担っていたが、『塩竈風土記』によれば、寛文一〇年（一六七〇年）に蒲生に川筋（御舟入堀）が造られて多くの船がそこに廻るようになり、港（水産物・材木の売買）以外に（山野・田畑が少なく）これといった産業が無い塩竈は衰微したという。このような実情を藩は見過ごせず、塩竈の繁栄と共に、仙台城下へ供給される魚類や木材流通の統制を図る目的で貞享二年令を発したものである。

● 遠島・八ヶ浜（大代と七ヶ浜）の訴え

ところが、貞享二年令によって、漁船のみならず七ヶ浜の五十集商人船や大代・蒲生の『沖買い』の手船も入津が塩竈に限られた為、風向きや天気或いは潮流によっては塩竈への入津が困難となり、時間の経過で魚の鮮度が落ちて漁民・商人が困窮するという不都合が起きた。そこで、貞享二年令から五年後の元禄三年（一六九〇年）、塩竈以外の宮城郡八ヶ浜（前記）

と遠島の漁民から藩に対し、漁船・商人船については三月一日から八月晦日までの暑い季節に限り勝手入津と水揚げを許可したが、条件の不備で再び紛争が生じたのである。

元禄三年（一六九〇年）に藩が出した許可には、手船の『沖買い』で五十集物を扱う者と商人船との間について「生魚の荷揚げ地と期間」が区別されなかった為、塩竈側と他の浜との間に解釈の違いから次のような紛争が生じた。

● 塩竈と蒲生村を巡る紛争

それは蒲生村の某が享保四年（一七一九年）二月に、塩漬け魚を塩竈へ揚げず仙台城下へ直送途中に原町検断（関所で通行人の罪否を探る役人）に見咎められ、塩竈五十集問屋側が藩に問題の吟味を申し出た。藩は享保一五年（一七三〇年）になって、享保二年令と同様の布令を出し、塩竈側の言い分を通じた。これに蒲生側が反発して早速藩に願書を差し出した。藩では享保一五年の令と元禄三年の令とを取合わせ吟味の結果、八ヶ浜の手舟は生魚、塩、乾魚ともにそれぞれの浜に揚げることを認めた。

藩側は享保一五年令で布告した手舟の「沖買い」の特例を忘れていた訳で、この布告を撤回し元禄三年令が確認され、内容も生魚だけではないことが確定した。この享保の紛争は蒲生村が表立って展開したが、その利害は八ヶ浜に共通のもので中でも大代村は御舟入堀で蒲生に通じており、且つ塩竈側の入り口に位置しているので当然無関心では居られなかった筈である。蒲生商人の背後には、大代村を始め八ヶ村の人々の利害があり、後援があったのである。また、塩竈の完全な独立が認められれば生活が成り立たない、との蒲生村の言い分は大代村にも共通のことだった。

● 茶船と材木船を巡って

先述のように大代村には城内へ日肴献上の義務があり、また御用船の本石米舂について茶屋敷一六軒の人足を出し、本石米瀬取船八艘の労務提供の義務もあったが、このため年貢諸役が免除されていた。大代の茶船について風土記には「小舟七艘」とあり、茶船の所有者は藩に運上を差し出さねばならなかった。その代わり塩竈の港では旅人に乗せて運賃をとっていた。また、大代は街道に面せず旅客も少なかったので、この茶船を「沖買い」による魚の取引にも「手舟」として使用していた。

ところがこの茶船も、藩主が八幡村から菖蒲田浜に出掛けるため御舟入堀を渡る際には、茶船の渡世を中止して舂として提供しなければならなかった。又、大代には『馬』が二十五頭いたが、大代はもちろん、湊浜・松ヶ浜・菖蒲田浜等の各浜

に水揚げされた魚を積み仙台へ運ぶ「浜馬」が、夜明け前には決まって十頭〜二十頭と行列を作り、提灯を連ねて声高々と通り、御舟入堀を馬諸共に渡し船で渡ったという。

貞享二年（一六八五年）の布令には魚の他に材木についても塩竈荷揚げが定められていたが、十九世紀の文化・文政時代に入ると、塩竈の特権的地位は次第に実質的な後退を余儀なくされて、材木船のほとんどは蒲生や大代村に入るようになり、その中でも多分に大代揚げになっていたという。材木となれば陸揚げや陸上の駄送でもよい仕事になる筈である。ところが塩竈の検断達は『塩竈の百姓は田畑も少なく、多分に駄賃に頼って露命を繋いでおり、今のままでは生活が成り立たない。大代村に入る材木船も全て塩竈へ着岸するよう命じてほしい』と願い出た。

しかし、藩の方では陸揚げ地から仙台城下までの運送駄賃の違いがあり、安上がりで済む大代村の材木荷役は仙台城下の材木問屋の指示を後盾として塩竈検断の申し出を認めなかった。大代村の番所でも大代村の材木運輸を当然の事と認めていたのである。

御舟入堀も前記のような問題を周囲の村々に醸しつつ十七〜十八世紀とその運用を続けて、その間にも数多い改修・開削を繰り返して、明治を迎えたのである。

● 明治・大正期の改修

貞山運河の明治期の改修は、野蒜と阿武隈川を結ぶものとして県営事業で行われた。当時の工事現場の長は前出の早川智寛（『貞山』の命名）であったが、折から野蒜築港関連工事の資金問題で県政に紛議を呼んでいた時期でもあり、工事着工には相当の苦勞を伴ったものと思われる。工事は明治一六年四月、大代に貞山堀出張所を開設し、所長、達邑容吉ほか九名の所員を配し、七月には機械工場を塩竈に設けて蒸気機関による浚渫船その他の諸機械の製作に当たり、翌一七年三月十一日、第一工区（塩竈湾岸の藩から大代まで）に着工、六月には第二工区、九月に第三、第四工区と、南に向けて着手していった。当時の運河は牛生〜蒲生間が水面幅一二・六m〜二五・二m、干潮下水深〇・九mに過ぎず、蒲生以南に至ってはこれよりも幅深さに足らず、舟航はほとんど不可能であった。これを、干潮面上の幅で一六・五m〜二五・二m、河底幅で九m〜一四・一m、干潮面下の水深を一・五mにするものであり、七北田川との間には海面の満・干潮に伴う水面調整のため七北田川口の南北に二つの閘門（長さ二一・六m、幅五・四m余）を設置するものであった。

● 昭和期の開発構想

明治一七年の野蒜築港失敗の後、県はこれに代わるべき候補地を調整していたが、明治三二年にその適地は塩竈との報告を受けた。しかし、県の財政状態が思わしくなく直ちに着工できず、大正三年に第一期工事開始、途中大正六年に県工事から当時の内務省に引継がれ昭和八年三月に終了した。

この第一期工事の際、中ノ島埋立埠頭と貞山運河とを結ぶ水路として、新しい運河（築港運河又は中ノ島運河という）が造られた。この運河は延長二四九八m、幅員一八〇二五mで、牛生で在来の貞山運河と結び、塩竈市築港の港橋で塩竈港に繋がったのである。（昭和八年）

既述のように明治以降も度々改修・浚渫が行われた貞山運河であるが、当時しばしば洪水・氾濫を繰り返した砂押川は、その名のとおり多量の砂泥を運河に押し出して水深を浅くした。その為、干潮時に運河を航行する大代丸・蒲生丸などの定期船や、荷物運送の小型船が底触し、乗組員が運河に入り船を押し辛うじて棧橋に到着する等航行に難渋することがあった。しかしその頃は『流れも清き貞山河……』と歌われ、四ツ手網で白魚を獲り、鰻を搔き、ボラ・ウグイ・ハゼを釣り、三山参りの『代垢離』で禊ぎをし、夏ともなれば大代橋（現在の橋本橋）には河童達が群がり縦横に泳ぎ回り、又、お盆には先祖の御霊と運河開鑿工事・運航に係わる犠牲者達の供養と冥福を祈る灯籠流しが行われ（戦後、花火の打上げも加えられ）た。しかし、その清流でも、昭和の初期頃から時々『婆ハゼ』と呼んだ背骨の曲がった奇形のハゼが釣れるようになった。当時、既に大代に進出していた水産加工場の増加とその排水による運河の水質汚濁が進んでいたのである。

戦時中の貞山運河改修は、多賀城海軍工廠への輸送確保を狙った「荷役力増強工事」名称で、昭和一八年四月から三ヶ年完工予定で牛生く大代間の水深と幅員増加を図ったが、用地買収を終えたのみで時局逼迫のため工事は中断、そのまま終戦と共に打ち切られてしまった。

我々の先祖が今から約三百年前（宝暦・天明・天保の頃）にあった大飢饉の惨状から、大代の先達が辿った苦難の歴史を知ることにも無駄ではあるまい。さて、この稿の典拠である「風土記御用書出」が作成された安永年間以前の元和年間（一六一五年）頃から東北地方は度々飢饉に見舞われたが、伊達藩全域も同様に次のような災厄を被ったのである。

● 宝暦の飢饉

宝暦五年（一七五五年）は四月末から雨が続き、七月初めに少し暑い日が六く七日あっただけで低温の日が続き、早くも七月頃には食物が不足し、粃や藁を刻んで糧にしていた。でも元禄一三く一四年（一七〇〇く一七〇一年）にかけての大不

作よりはまだ実りがよかった。だが宝暦五年には、凶作に備える『困い米』も皆無の状態である。救済も不十分で、餓死者や乞食、流亡民が冬の訪れとともに増えていった。

その『困い米』が皆無に至った理由は、幕府関係寺・社の普請、河川改修等の強制による財政負担の他、江戸・大坂など大消費地市場の米価急落による藩財政の減損であった。藩は厳しい儉約令を敷き、経費を半額に削減する事としたが、その回復はなかなか困難であり、そうした中に天明の大飢饉が襲ってきた。

● 天明の飢饉

天明三年（一七八三年）の凶作は、やはり「やませ」と長雨続きの冷害に始まった。この年は田植えの時期になっても綿入れの着物が必要で、夏の盛りにも袷を着ていた。冷害の中で稲の稔りは悪く、稲穂は突っ立ったまま青黒く朽ちていった。この状況に、藩は早くも七月末（旧暦）に濁酒や豆腐などの製造を禁じ、粥や雑炊を食べるように命じた。

当時、米価は通常一・八匁（一升）一〇文（一文^二五〇円）現通貨換算位だったが八月末には八〇文に高騰し、人々はまた野山に代用食を求め、食用になる草や根を争って採取した。農作物だけでなく漁業も不振であった。

飢饉記録にはこのありさまを『天明三年秋、稲は稔らず、秋の末から米価が甚だしく高騰し万民が飢える状態になった。まして翌天明四年の飢饉状態は筆舌に尽くし難く、乞食・非人が家々に群集し、食べ物を求めても一粒の米を与える者も居なかった。道路のあちこちに死人が捨ておかれ、その臓腑を犬や鳥が食い散らかすので、その悪臭が鼻を突くようであったも、人々はそれが当たり前でもあるかのように、悲しもうともしない。朝早く死体を見つけると、首・足に縄を付けて引き、または箆で巻いたりして横に背負い、川に流したり、荒れ地に捨てた』（現代語訳）と酸鼻を極め、大代村については『人頭戸数二六戸、死亡者数（天明四年四八八人・天明八年二九人）』と記録されている。

大代村の犠牲者が多かったのは、この村が漁村の性格も持ち、船着場があつて船客や水夫相手の商売の為に耕地を持たない者や持高の低い農民が多く、自家生産が出来ない為に凶作年には他より大きな打撃を受けたものと思われる。なお、この年には浅間山の大噴火があり、その噴煙による日光遮断の低温冷害もその一因といわれる。

一方、藩の財政は文化四年（一八〇七年）の蝦夷地警備、同一年の日光東照宮修復、文政六年（一八二三年）の関東諸河川普請などで多額の支出を強いられ、相変わらず窮乏していた。この中で天保四年（一八三三年）の冷害と天保七（一八三六）〜三七年の続けざまの冷害・長雨・暴風雨による天保の大飢饉に見舞われたのである。

● 天保の大飢饉

天保四年は夏の最中でも十月頃の寒さで、細雨が降り続いた冷害であった。但し、この年には藩も備荒貯蓄の米を払い下げたり、手当金を支給したりで貧農や家中を救助するなど、犠牲の拡大を防いだ。しかし、藩のこの施策が却って仇となり、世の人々は天明の凶災よりは楽なものだと油断して、米・粃・雑穀類を食用のほかに他人にも施し、或いは高値に釣られて売却する等、一般の人々は手持ちの量をすっかり出し尽くして終わった所へ天保七、八年の災厄である。

この年は冷害だけでなく、長雨の上に大暴風雨の被害が大きかった。この時の多賀城の有様を「天保日記抜書」は天保七年一〇月一七日の項に次のように記している。『雨の強かったのは僅か四時間ほどだった。しかし、翌朝から大水が出て南宮・山王・市川・浮島の辺りでは、刈った稲が既に三万束余り、更に七北田・松森・岩切方面からも流された稲が七北田川に堆積した。福田町には稲を流された人々が数百人集まって大混雑となり、そのため他の地から原ノ町や浜方面に行く人々が通れなくなつて途中から引き返したという。八幡や笠神など砂押川の辺りも洪水で海のようになり三日間ほど水が退かなかつたそうだ』(現代語訳)

天保八年(一八三七年)八月にも二度に亘つて洪水があり、一〇月一二日には津波が襲つた。その翌年の天保九年二月(旧暦)にも大風雨が有り、市川・南宮・山王・岩切・高橋・八幡・笠神など七北田川沿いの村々が、また海のようになつた。この時には湊浜・菖蒲田から出漁した漁船も遭難して一隻も帰港できなかつたという。この年には更に八月にも大雨があつて、三年続きの冷害であつた。浜もまた、不漁で大代に着く漁舟もなく、魚を運ぶ駄賃仕事も途絶えてしまつた。

既述したように大代村船場はその地域的特性から農業以外の生業に対する依存度が高かつたのであるが、その事が時化、潮流異変・ヤマセ等による不漁や凶作と相まって飢饉の被害を大きくし、天保八年の死亡者五五名中、五割以上の二十九名の死亡者が大代村に集中している。これに対しては藩も農民自身も被害軽減のための努力を行い、藩の政策としては他藩産米の買入れ、郡の相互間における米穀移動制限の緩和による施米や施粥、藩内に土木工事を起こして、飢餓による窮民を人足に雇つて米を支給するなど、農民もまた種粃の水漬け、苗代の深水管理、稲の品種も冷害に対応出来るものを選ぶ等、稲作技術への関心を深めていった。

この様な農民に対し幕府は経世済民の手段として、生産者であり社会基盤の構成者としての社会的身分も表向きは武士階級の次(士農工商)においた。しかし、実際は『百姓は死なぬ程に』と遺した登米伊達氏の家老秋山某の記述は、当時の農

民に対する支配者層の考え方と統制の厳しさを如実に示したもので、こうした人間社会のあり方が自然の猛威を増加させる結果となり、多数の餓死者を発生させたのかもしれない。

前記した『為政者の農民統制』とはどの様なものだったのか。幕府が慶安二年（一六四九年）に公布した御触書と同様に、仙台藩でも寛文八年（一六六八年）頃から百姓に関する条目がたびたび公布され、享保四年（一七一九年）に藩内の百姓に対し十六ヶ条から成る基本方針を示している。このうち、「百姓身持」と「衣類・家作」については次のような決まりになっていた。①百姓身持「寛文八年の項目」イ、百姓は雑穀を常食とし、米をみだりに食べないこと。ロ、相撲・あやつり等の見物は禁止する。ハ、肝入・検断（大庄屋）はもとより、百姓は乗り物禁止。ニ、神事・祭礼・葬礼仏事・婚礼等は身分相応に（一汁二菜と酒肴一種類、招待客も親類までに限る）

②衣類・家作 イ、衣類：大肝入りは絹・紬・布木綿、百姓は布木綿のみ。ロ、家作：街道筋や宿場では襖・障子許す。街道筋や宿場以外では、大肝入・肝入で街道表に面した部屋の板敷を許すが、天井板・長押・床板は禁止。

その他、生活面では伊勢・熊野・高野山・出羽湯殿山参詣の原則禁止（延宝三年）と寺社参詣の許可制、参詣費用の借金禁止、賭博などの行為に厳しい制裁を加えている。

● 江戸後期の社会変動と多賀城

この様に度重なる飢饉、冷害に見舞われた村々も近世（江戸時代）後期を迎える頃には農民自立の気運が興り、さまざまな経済活動が活発に行われるようになったが、その為に農民間に貧富の格差が生じて拡大し折から黒船の来航等もあつて幕末も近く、物情騒然たる世相となった。大代も例外ではない。

江戸後期の政治状況が、多賀城地域内での様に展開し、又どの様な問題が発生したのか等、地域社会の変動の様子を概略ではあるが市史から拾ってみよう。

まず、経済活動が活発化して、地域間の商取引に様々な軋轢や対抗が発生した事例として、大代を含む八ヶ浜と塩竈との間に発生した魚と材木をめぐる確執について既述（P〇〇）したが、商取引上の最重要事項として村人が互いに遵守すべき取決めを記したのが『大代村の村掟』である。その条文の中で重視されているのは駄送の事で次のようなものであった。

『大代村の者は、城下やその他の村や町或いは塩竈の市場に五十集（いさば）荷物やその他の荷物を運ぶ際、馬の背に積んだ荷物が傾いて落ちそうになったり落荷した時は、互いに知らぬふりをせず、追いかけてでも力を合わせて手伝いをしな

ければならない。また、漁場や駄送の途中で喧嘩口論が起きた時には居合わせた者が打ち寄って仲裁しなければならぬ。漁船その他の船が海上で遭難した時の救助、盗賊・火災・水難などの災害に遭った時の相互救助、家普請の手伝、法度を守るべきことや賭博の禁止等の取決めもあるが、最も具体的なものは五十集荷の駄送の事で、違反者は連名帳から除名され、村の人々の協力は一切受けられないこと』になっていた。

既述のように、一七世紀後半（天明・天保）の頃、大代も度重なる飢饉に見舞われ、家族の構成にも余儀ない変化を強いられた住民もあつたと思われるが、それらの状況については概略であるが次のとおりである。

天保六年（一八三五年）当時、大代村の人口は男八二人、女八二人の計一六四人で人頭家族（注一）が二六戸と四つの五人組（注二）とに編成されて生活を送っていた。もつとも日常生活の為には、村の契約講や寄合の方が、行政上の五人組（注三）よりも、大切な意味を持って扱われたようである。この内、老人（六一歳以上としている）は男五人、女四人で、最高高齢者は男八〇歳、女七六歳である。また児童（一三歳以下としている）は男児が二七人、女児が一九人である。

次に四つの五人組について、人頭名（屋敷名）を記す。儀三郎（新屋敷）・善吉（西屋敷）・与左衛門（東屋敷）・勇治（茶屋敷） ◎注一：人頭（本百姓）が世帯主である家族。 ◎注二：村の全戸を、一組五〜六戸ずつに分けた組織。

◎注三：江戸時代、近隣同士の五戸を一組とした幕府制定の自治組織で相互監視を目的とし、連帯責任を負わせた。

このような時代背景の中、農民の間にもさまざまな経済活動が活発となり、次第に村の形を変えていった。一般にそれは農民層の分化といわれ、自立した農民間の貧富の差が拡大して、明治維新の前提条件といわれる世相が徐々に形成され始めた。その最も著しい現象は農民の持高の変動であるが、実際上では村役や代官所などへの届け出も、許認可の手続きも行わず、農民の間で土地の受け渡しが行われていた為、その実態はなかなか把み難いものであつたが、大まかにその実態を分けると次の様なものであつた。

「農民層の分化」の原因となつたものが農民の持高の変動であり、その発生に至る農家の経営を見ると大まかに分けて次の四つの形態があつた。一、他の農民へ田畑を譲つて持高を減らしている。二、他の農民から田畑を譲り受け、持ち高を増やして経営を拡大している。三、譲り受けと譲り渡しを繰り返して、不安定な経営を続けている。四、村内のみならず他村の農民とも田畑の譲り受け契約を結んで持高を増やし、規模拡大を図る地方地主とも言うべき農民も存在した。

その他少数例ながら、『持添高』と称して、死亡等によって耕作者の居なくなつた田畑の処理方法として、藩が年貢・諸役

を徴収する為に村を代表する肝入に責任を持たせ、村民に分担耕作をさせたものである。面積の広狭はあっても、このような田畑の売買移動は大代村を含む多賀城地域だけでは止まらず藩内全域に広く行われていて、農村の経済事情の変化によって頻発する土地譲渡を、藩が禁止できずに事実上黙認していたのである。しかし、このような田畑の移動は農民の経済生活の基本に係わり、農民間の金融問題の起因する質地関係にまで発展し、全国的に発生する様相を呈していた。

仙台藩領もその例外ではなく、経年に従い土地の実測面積が届出の諸帳面と合致しない事態が発生した為に、年貢や村の諸経費負担に不公平を来し、これ等が原因となって遂に寛政九年（一七九七年）三月～五月に亘り、仙北（大崎耕土）諸郡に一揆が発生したのである。藩はこの事から『土地紛争は国乱の基』との教訓を得て、土地譲渡を追認した。

この土地譲渡の追認は、これから後はなるべく禁止しようとするものだったが、窮民が年貢の上納に行き詰まり、借当の借り入れも返済できず、借当の田畑が貸主に流れる結果に終わるのは避けられないので、貸借金額に一定の制限を設け、借入れ側が一応自立した経営維持が出来ることを明記してあれば田畑の譲渡が認められて「永代遜り」即ち田畑の永代売買が出来る事となり、この政策は幕末まで継続された。

しかし、この処置は結果として、田畑を借りて小作米を払う小作人と、田畑を集めて小作米を取り立てた収入で、更に貸し付けが出来る地主を発生させる根拠になった。こうして村には田畑の貸借に伴う様々な証文が残るようになった。なかには相談づくで証文など残さずに済ませた例もあったらしいが、時代の推移と庶民の経済感覚の変化により農村社会にも従来年貢米主体から貨幣経済へと移り、金銭貸借だけの証文も残るようになった。次にその一例を略記する。『何許かの金子、確かに借用したことは間違い有りません。ただし利息について藩の定める割合と期間のとおりには元金と利息を揃えてきつと返済します。万が一借用人の返済が滞ることがあれば連帯保証人が、元利ともにきつと返済します。後々の為、連帯保証人を立てて此のように証文します』といった様な、担保・抵当のない信用貸しが成り立つのは、貸手と借手あるいは連帯保証人である口入れ屋との間に信頼関係が必要不可欠であり、また仮に証文の約束を破れば村社会の中で信用を無くし、笑いやにされ名誉を失って恥を掻き、それによって生活に著しい支障を来すという村共同体の生活意識が藩内地域に広く行き渡っていた為と考えられる。また、大代村を含む多賀城地域の人々の中には、生計を米穀の収穫に頼らず家財や「売買物」を商売上の資金に充てて海岸地方で魚粕を求め、それを内陸の村々へ運んで田畑の肥料として売り、それを元手に地元産の酒・食物の類を仕入れて帰郷し、新たな商品として販売する等、さまざまな物品を扱いながら内陸の村と浜方の村を繋ぐ経済活

動が行われ、またそれに関係して働いている人々も多賀城の村々には多かつたものである。しかしこうした状況下にあっても、田畑の賃借・売買など所有者の移動を示す証文の数が、藩の政策に反して幕末に向かつて減っていったのは、農民の生活意識も時代の流れに逆らえず次第に変わり始めたことを示すものである。

変化していく農民達の生活は、やはり村の組織によって維持されていたが、それぞれの村において共同・互助の機構がつけられていた。これは村の生活上、より強く村民を結び付けていたもので契約講と呼ばれものである。

契約講の集まりの中で、村人たちが折にふれて自律的に合議し申し合わせた村の掟には、屋根葺きや冠婚葬祭などの協力や盗みに対する罰則などを定めたもので、厳格な村の規律として存在し、ときには藩の法令以上の効果を持ったのである。この一つの例が文化七年（一八一〇年）から始まる大代村の「契約座元覚帳」である。この帳簿の始めには契約人数は二〇人とあるので、数人を除いてはほぼ全村の人頭が加わっている。非加入は概ね小持高の人々だが、持高のない茶屋町の人々は殆ど加入しているから、村社会に対する協力意識の差は持高だけでは推測できない。この契約講では天保七年（一八三六年）飢饉の中で総村中が相談を行い、農作物の盗みに対する罰金刑を定めている。またこの他に、村の自治的な面の資料には次のような例もある。（地名人名略）某村の一農民は『諸上納物を納めず、小前百姓たちに様々の悪事を言いふらして村内に騒ぎを起こし、所の害になつて行いの宜しくない者であつて、何とも扱いかねるのでお取り調べ願いたい』との村役人からの訴えで藩から取り調べの出頭を命じられても、見え透いた仮病をつくり、あぐらをかいたまま人を食つた挨拶をして、藩の命令に応ぜず平然としている。このような農民の出現は、次第に変わってきた村の中で、村役人と対立するようになる小前百姓達の眼には、活発な村役人層の経済活動は、村という共同体から遊離した役人層の私益追求と見えたかもしれない。これは、農民の生活や村社会の変化に対する藩権威の弱体化を顕し、政治体制の変革を促す社会情勢が近いことを示すものであった。

当然の成り行きで村々は、村内での軽微な事件は藩に届けず、村内で申し合わされた議定によって処理されることを第一義としたもので、仙台藩では一般に村の公的な機構というよりも、契約講がその機能を果たしていた様である。女性の場合、大代村で念仏講の人々が資金を募り、念仏橋の架け換えを実現したことも既述のとおりである。

地域社会も外庄によって経済体制の変革を迫られる歴史的課題の中で、幕藩体制から明治維新へと、決定的な社会変動の時を否応なしに迎えるが、藩主を始めとする武士階級だけでなく、様々な生活手段を持った村人も含めて生活環境の変化は

それぞれ違った変化をもたらしたのである。

● 仙台藩の財政困窮と多賀城

では、江戸時代末期頃の藩内と多賀城地域の村々ではどのような状況だったのか。相変わらず家臣の困窮が進み、藩の軍用金にしても借財と肝入り頼みであった。その理由は、日本の鎖国継続を許さない国際情勢であるが、その影響がどの様に仙台藩へ及んだのか手短に述べよう。まず、嘉永六年（一八五三年）と安政元年（一八五四年）の再度に亘る米国ペリー艦隊の来航で幕府も遂に開国の止むなきに至り、ロシアもまた使節を長崎に送って開国を要求し、自国船をしばしば我が国の北辺に出現させて幕府を威圧した。この様な状況から、幕府と諸藩には海防と攘夷、状況によっては対外戦争までも懸念して不安が広がった。仙台藩も同様な動きの中に巻き込まれていった。

その一つが北辺の警備で、仙台藩は蝦夷地の南部（シラオイ^{II}白老）から東部の知床、千島列島のエトロフ島、クナシリ島に至る地域であった。そして白老に本陣を置き、根室・厚岸・クナシリ・エトロフには出張陣屋を置いた。その陣営の警備には途中で多少の変化はあっても、明治維新を迎えるまで常に三百人ほどの守備兵を送り込んでいたのである。この長期に亘る警備に藩の財政は困窮の度を増し、藩士の知行・俸禄を削って藩の経費に充てる借り上げを行い、藩士の窮乏の度を深めたのである。ところが安政二年（一八五五年）四月、アメリカ軍艦が石巻に来航して小型艇で着岸し、人々の眼を惹きつけたので藩は大騒動になった。黒船来航が他人事ではなくなった藩は、この年から西洋式の軍備充実に乗り出し、年に二隻の洋式軍艦の建造計画を立て、安政三年（一八五六年）八月に江戸から造船技師を招き、松島湾の寒風沢島で洋式軍艦の建造に着手した。約一年後に進水式を迎えた船は、開成丸と命名された。この船は、全長三十三m、幅約七・五m、二本マストに大砲六門を備えたものだが、計画どおりにはいかず造艦はこの一隻で終わり、開成丸も間もなく座礁してしまった。

また、藩主慶邦は家臣達に西洋式銃法を習得させて洋式の兵隊訓練を採り入れようとした。これら軍艦建造・砲台や洋式銃の調達と蝦夷地警備に要した藩の、安政年間三年分の予算は合計二万三千両（概算九千二百万円 現貨換算）と見込まれていた。平常時でさえ財政が逼迫している藩にとっては、このような臨時支出が加われば尋常の手段では解決困難である。そこで藩は、やむを得ず次の手を打った。それは、米をはじめ生糸など藩内緒生産物の専売制を強化して収益増加の計画を立てて実行に移した。しかし、藩の軍事費などの支出増大に迫いつかず検討の結果、安政三年（一八五六年）十二月から改正手形として、それまで通用していた藩札に西陣織の裏布を貼り直し、領内に貨幣の代わりに通用させた。現在の紙幣に当

たる。

けれども、引き続き藩の財政支出の増大の為に領内は深刻な悪性インフレに陥り、庶民は物価の高騰に苦しんだ。藩の専売は米・生糸のみならず麦・粟・稗・大豆・小豆をはじめとする農民の食料までも江戸や領外へ移出され『此ノ世始マリテ以来コレ無キ不景氣』の中で、この改革路線は破綻していった。しかし、急激な改革に失敗した藩は軍備拡充を止める訳にはいかず、さりとて他の出費にも応じる必要上、藩の要求による借り上げに応じる家臣団の窮乏も進んだ。

文久三年（一八六三年）になると、藩は検地をやり直して年貢を増やす計画に代わって、米価騰貴で軽減化している年貢を、金納から米納に変えて金納額も引き上げ、さらに定免（安く固定された年貢高）の破棄も決定した。不満は藩権力内の抗争に波及し、役職の解任・罷免・逼塞などの粛正があり、藩主が意図した軍政改革もこうして挫折する。造艦や洋式訓練も中止されたが、打撃を受けた領民の立て直しはそう簡単ではなかった。こうした経済の混乱は、奉行人や日雇人または小規模な自・小作農の人達にはどうしても食料の一部や全部を購入する必要から不利に働き、売れる余力の有る農民には有利に働くため、貧富の差は増々拡大する結果を生み出す。黒船の来航による外国からの圧力は、こうして社会の底辺まで矛盾を拡大していったが、このような社会状況の中で明治の内乱は始まった。

● 明治維新と仙台藩

慶応四年（一八六八年）一月三日、京都の鳥羽・伏見で、旧幕府軍と薩長連合の討幕軍との間で砲火を交えたが、それ以前から京都守護職であった会津藩も旧幕軍として参加した、いわゆる戊辰戦争である。当時仙台藩は京都に成立し王政復古を宣言した天皇政府から、戊辰戦争の旧幕軍で「朝敵」とされた会津藩の征伐を命じられていたが、その様子を高橋村に知行地を持つ藩士（給人）と同村の肝入りとの間に交わされた書状で、会津方面への出陣を命じられてその費用の調達を求めている。例えば、緊急出陣に備えての軍用金の準備、軍用金の調達に要する年貢米の納入請求、兵糧用米追加駄送要請などである。出陣を命じられた藩士達が、その経費の調達に懸命になっていたのである。しかし、給人の中には肝入りに借財があり、肝入りは年貢米を抵当にした小作人からの借金返済が大幅に遅れていたが、取り敢えず一部を手形で返し、残りは藩の御用達商人に頼んで借金し、返済に充てると約束している。この様に家臣の困窮が進んだ原因は既述（P23）の通りである。いよいよ出陣間近となった慶応四年（一八六八年）三月二十二日、仙台藩は藩内各地から武術に優れた人材を集めて、『投機隊』という一隊を編成したが、その後四月に会津藩征討が始まると間もなく総出陣体制が命じられた。先ず四月七日、

藩主の会津征討出陣に先立って投機隊員は「斥候」として状況を探るため伊達方面に潜入、翌月には中山口の戦闘に参加する。この他に投機隊員は戊辰戦争中、白川・須賀川・会津などを転戦したのである。戦線はこれだけでなく相馬や三春方面、遠くは秋田や新潟方面に及んだ。多賀城域内に住んだり、知行地を持ったたりした武士達も、何れかの地方でこの様に戦っただろうし、農民の中にも藩が編成した農兵隊に徴発されて此の戦争に参加した人々もあったのである。

さて、戊辰戦争開始後、奥羽鎮撫軍の参謀（世良修蔵は下級参謀）から会津征討の実行を何度も催促された仙台藩は四月十一日に出兵したが、会津藩とは戦わずに和議終戦を図るべく、同じ考えの米沢藩と協力して秘かに会津藩と連絡を取った結果、会津藩との和議条件は四月二十六日に纏まった。これを基に仙台、米沢両藩は奥羽諸藩に使者を送り、白石で会議を開いて会津藩の救済と征討軍の解散を決議した。これが奥羽諸藩同盟である。しかし、此の同盟が奥羽諸藩の悲運の発端になろうとは。この決議の趣旨は、総督側に嘆願書として提出されたが、下級参謀である世良修蔵は強硬な意見で会津討伐を譲らず、この嘆願は閏四月十七日、奥羽鎮撫軍総督によって正式に拒否された。

こうした決定に対して、此の頃から奥羽諸藩側には薩長両藩兵討伐の動きが現れ、中でも世良修蔵の横暴無礼な言動は天皇の意思を受けた者の行為とは到底思えず、正式の官軍に非ずとしてやがて世良修蔵は福島において仙台・福島藩士などに殺害された。同時に奥羽諸藩と薩長中心の鎮撫軍との間に本格的な戦闘が始まった。これ以後は、奥羽諸藩同盟に北越六藩が加盟して三十一藩から成る奥羽越列藩同盟が五月三日に成立した。然しその後、総督側から列藩同盟諸藩への働きかけで、同盟離脱の発生など紆余曲折を重ねていったが、同年七月に入ると、福島・新潟方面での戦況は日に日に列藩同盟側に不利となり、敗色が濃くなっていった。七月二十九日の二本松、八月二十三日の会津若松の包囲戦では、紅顔の少年たちも戦争の犠牲になった。此のころ仙台藩兵は藩境の防備に主力を置くようになり、事実上同盟は崩れていったのである。

会津藩は九月二十二日まで籠城抵抗を続けたが、九月十五日に仙台藩が降伏して政府軍が入城し、列藩同盟の中枢が失われ、他藩もその後を追った。一方、降伏に不満を持つ一部の仙台藩氏は、当時松島湾に停泊中の榎本武揚が率いる旧幕府軍の艦隊に加わり蝦夷地へと脱走し、箱館の五稜郭などで戦ったが、明治二年（一八六九年）五月、榎本軍の降伏によって戊辰の役は終わった。この戦争における仙台藩士の戦死者数は千二百人以上とされるが正確には判っていない。

慶応四年（明治元年（一八六八年））十二月十二日、明治政府は仙台藩に二十八万石を下賜した。藩は一応再興されたのである。それは曾ての六十二万石から、一関藩の三万石と常陸・下総の飛地二万石を差し引いた残りの約半額に相当する。削減

された此の旧仙台藩領には戊辰戦争後に新しい県がつくられた。その後、明治二年（一八六九年）六月の版籍奉還、明治四年（一八七一年）七月の廢藩置県など、明治新政府から発布される数々の命令を切り抜けた多賀城地域の村々は、新仙台藩領内に入っていたので、政治のやり方にも新・旧を通じた連続性は一応保たれたから、他地区のような不安は多くはなかったのである。ところが維新を迎えても武士の身分を続けたい者は、すべて新しい仙台藩領へ移住を迫られる状況になった。このような郡村居住の武士がすべて城下仙台へ移ることは、折からの凶作と相俟って「餓死者」を招く恐れもあった。そこで政府は、郡村に残りたい希望を持つ武士にはその身分継続は認めず、農民自身として帯刀などの特権を捨てる覚悟と、田畑の耕作や養蚕の励行という生業を持ち貢租負担の義務をも課した。いわゆる帰農政策である。しかし多賀城地域では帰農ではなく、城下移住の武士達が帰農村を認められたのは廢藩置県の後である。明治二年（一八六九年）二月、新仙台藩は従来の村役人の名称を次のように改めた。

旧役名（俗称含む）	↓	新役名
大肝入（大庄屋）	↓	郡長
肝入（庄屋）	↓	邑長
検断	↓	坊長
組頭	↓	里長
五人組頭	↓	保長
徒者締役（悪戯者）	↓	捕手

新仙台藩が村役人の名称を改めたことに従い、多賀城地区の村々でも新役名に代わったが、担当者の顔触れは従前通りだったようである。そして人々が最も期待した租税の軽減については、民心が不安定なうちに実施すべきでないとの政府からの指示により、実現しなかった。この背景には明治元年（一八六八年）に始まった新仙台藩領の設置と再編に伴って生じた村の住民同士の経済的な対立と、当時全国的に多発していた一揆や騒動があった為と言われている。

次いで明治四年（一八七一年）三月、新仙台藩は『行政上に支障が無い限り』の条件で、再び郡村統治の組織を次のよう

に改めた。

新役名と（選出方法）は、次のとおり

伍長（旧五人組の互選）

百姓代（伍長の中から村民が選出）

村長（村民の投票で候補者を若干名に絞って郡長へ届ける。適任者を県官が選ぶ）

郡長（官の任命）

完全な公認制ではないが、投票でない場合の世襲的な村役人の任命とは一線を画することになった。然し、投票者の範囲は決定されておらず、例外はあっても恐らくは人頭に繋がる家の代表者だったようである。この様にして、村は取り敢えず文明開化を迎えた訳だが、これは都市中心のものであって村の衣食住はゆつくりと進んで行った。例えば太陽暦の導入を勧めても村では長く陰暦が用いられた。それは月の満ち欠けという目に見え易いものを基準にした陰暦が、農漁業にとって重要な季節や時期を捉えやすく、長い経験と結びついた作業技術や村の行事を支えていたからであり、野良仕事の様に太陽の出入りを基準にした方が現実生活のリズムに合っていたからである。

しかし、明治三年（一八七〇年）九月に平民でも公式に姓名の名乗りが許されたように、開化の進歩が急速な部分もあって、明治四年（一八七一年）四月には戸籍法が公布され、それ以前まで用いられた『穢多（えた）』、『非人』や『名子（なご）』、『水呑（みずのみ）』等、法律上の差別名称も廃止された。更に明治六年（一八七三年）県は、税の納入を義務付けた上で、芝居その他の興行を許可する。一度に欧化とは行かなくとも、村には村らしい文明開化が進んでいたのである。

明治四年七月一日、藩主を知事とする全国五十六の親藩が廃止され、明治の藩は歴史を閉じた。藩は県となり、三府三〇二県が成立したが、同年中に急速に合併が進み三府七二県となり、成立した県の名称は仙台県で、この年の十一月、登米県と角田県を合併、明治五年一月に宮城県と改称した。その後、一年ほどで磐井県を岩手県と分轄合併、磐前県から仙南地方の移管を経て、明治九年（一八七六年）九月に現在の宮城県の形が出来上がったのである。

● 町村の統合と多賀城村の誕生

此の中央政府による県相互間的大幅な統廃合に対し、村という地方行政の立場から現在の多賀城市域誕生迄の経過を見れば、明治五年一月に施行された「大区・小区制」に始まって、明治十七年（一八八四年）の「連合町村区域更正」まで、数

度に亘る中央政府からの行政区域の変動指示を乗り越えて纏まってきた旧十三ヶ村から成り立つ多賀城は、他にさきがけて一つの村、その名も歴史ゆかしい多賀城村に統一され、旧村名はそのまま大字として残された。なお、明治八年の大代は戸数四五戸、人口四二二人（男二三三人・女一八九人）である。

その後、明治二十二年（一八八九年）四月、市制・町村制が施行され、多賀城地域も正式に多賀城村となり、大代は「多賀城村大字大代」となった。ちなみに、当時の多賀城村を構成する旧十三ヶ村（大字）は、高橋・浮島・高崎・八幡・大代・笠神・市川・新田・山王・南宮・下馬・留ヶ谷・東田中で、村の全人口は四千四六三人である。

明治に入り、世情も落ち着きを見せ始めた明治四年九月、政府は近代的な国家体制を目指すために次々と重要な政策を実施する。まず、江戸時代までの米・豆等の物納による徴税を止め、土地からの税を現金で徴収する方式を採用した地租改革である。こうすることにより政府は安定した税を確保できるようになり、社会政策の進展と相俟って近代国家への道を歩み始めたのである。では、極く簡略で社会制度の区分もまちまちではあるが、村の発足から昭和前半頃までの多賀城と大代の変化の状況を、時代を追って略記しよう。

● 学制の変遷

江戸時代の仙台藩には、有能な人材・子弟を育てるための教育施設として、藩が設けた「藩校」、地方在住の重臣が設立した「郷学」、各地の学者が経営した「私塾」、庶民教育の「寺子屋」等があった。

明治六年（一八七三年）全国一斉の「学校令」により、多賀城村に「笠神天真」、「高崎」、「山王」の三小学校開校した。その後、数度の学制改革を経て明治一七年（一八八四年）多賀城村の正式発足による学区改正と同時に小学校が「笠神」、「山王」の二校となった。後、明治・大正・昭和と激動する世相と学制の改革に揉まれながらも開校後七四年間の良き伝統を守って『〇〇国民学校』を終えたのである。

戦後の昭和二二年（一九四七年）教育基本法と学制改革によって多賀城国民学校初等科は多賀城小学校（元の名称）に戻り、高等科は多賀城中学校（三学年制）となった。

他方、村民の相互扶助と若者教育を兼ねた組織として、多賀城地区には江戸時代から契約講等があったが、それを更に発展させたものとして文政一〇年（一八二七年）に制定された「大代村若者衆中掟定書」があり、村民の自治活動と共助を目的とした伝統的な規範である。この伝統は維新後も続いたが、明治も後半になり漸く社会教育的意識が高まって台頭したの

が青年団である。宮城郡には従来から各町村に青年の団体があり、冬の農閑期を利用して教師を招き文武修練を行う習慣があった。青年団は団員自身の教育を目標に社会人としての育成を目的とした。主たる事業は学術補修・体育奨励である。その中であつて大正二年（一九一三年）に制定された普通教育奨励会規定により大代青年団は成績優良により表彰の栄に浴したのである。同時に婦人会も誕生して社会教育の中核団体となつたが、此の活動も青年団と同様に戦争勃発以後の社会情勢の著しい変転により変化を余儀なくされた。本格的な社会教育体制が整い始めたのは、戦後各地区に公民館が設立されて以後のことである。

● 当時の村財政・各種産業

明治二九年（一八九六年）当時、多賀城村役場は村長以下一〇名の常勤職員と各区長一五名の合計二五名で構成され村政を運営していたが、これは町村制施行（明治一七年）以前（五〇名）の半分である。なお、此の年の村長の給料は月額五円であり、やはりこれも町村制施行前（一〇円）の半分であつた。当時の町村長等は、事務は練達であつたが疾病や事故などで早期退職者が多く、吏員に至つては、当時の自由民権運動に由来する「民力休養」を「人民休養」と恣意に解釈して、業務量と執務時間の節減を頻りに実行した結果、そのしわ寄せが役場職員の給与に及んだものと思われる。

此の頃の村役場は、市川の玉川寺に置かれていたが、明治二十六年（一八九三年）二月二一日の夜、原因不明の火災で寺は焼失し、関係書類も何一つ持ち出せなかつた為、多賀城村の発足当時から明治二六年（一八九三年）以前の公的な部分の記録は不明と云われているが、明治二九年の予算科目で雑収入となつている小学校の授業料は一人（年額）五九錢強で、仙台市（一円二〇錢余）の僅か半分程と云えるが、村税納入者六五五名の約四〇%（二六三名）が村税六〇錢未満であること、当時の生活や物価等を考慮すれば少ない負担とは云えず、当時の村人口を約五千人と推定した中で、就学生が凡そ一千人は理解出来るとしても、全国の就学率七五%と比べて多過ぎるようだ。

村税の地価割は租税の一七%強で算出しているが、これは村の財政収入の四〇%を占める額である。此れ等の状況から村内の諸産業について状況を概観してみよう。当時、村の商工業者のうち営業割りの納入者は六四名で、地域別では八幡一名、大代一三名、南宮八名、その他二五名である。営業品目は、三三名が単一商品を取扱い、残りの三一名は二種類以上を扱う「よろず屋」的な商店であつた。其のうち明治一九九年度に於ける大代の業者（二三名）について諸営業等級案（年額）によれば、一ヶ年収入見積額が二一六〇円以上、税額が二二円七〇錢であり、当時（明治初期）の大代に於ける全商店の営

業品目（述べ店数）は、酒類二・米穀二・八百屋二・菓子二・反物（太物）一・荒物一・煙草一・荒物行商一・豆腐行商一・金銭貸付一・策（ざる）一・古鉄一・木綿一となつてゐる。だが、多賀城村全体で見ると酒屋が一七店もあるのに醸造（酒・醬油）所が一店も無いのは、当時の農村の一般的な傾向かもしれない。また、仙台と塩竈・松島の街道途中に位置しながら旅人宿が大代に一戸しか無いのは、利用者が貞山堀などの舟運利用者ぐらいで必要性に乏しかったからかも知れない。

● 農業の發達

下つて明治三三年（一九〇〇年）頃、多賀城村の主産業はもちろん農業である。当時の土地利用状況をみると、村の総面積二〇〇〇畝の内、田が約八〇〇畝、畑は約三〇〇畝で、土地利用面積は総面積の過半を占めていて、作付産品は米・大麦・小麦・大豆・蔬菜類等であつたが、経年と共に各種の蔬菜・果物なども加わるようになった。生産高は、米で見ると明治末期の一万二百三〇石、大正一〇年（一九二一年）の一万七千一四九石、昭和一年（一九三六年）の二万一千八三一石、凶作だつた昭和一七年（一九四二年）でさえ一万八二一石あつた。これは、二〇世紀になつてから四〇年足らずで収穫量は略二倍、一〇〇％近い生産の増加を示す。これは、明治以降、稲の品種改良・作付技術の向上など、農業技術の進歩に弛まず努力を続けた農業関係者の賜物である。また、苗代の害虫駆除のため昼間小学生を動員して布袋で蛾を捕り、害虫の卵を除去させた時代もあつた。米作りに比べ、大麦・小麦は、村内の地域にもよるが作付けとしては目立たず、大豆・小豆が重要視された。

多賀城地域の農村の変化を見ると、明治二〇年代以降に小作人が急増している。その大きな理由は災害による農民の疲弊である。その辺の様子を明治末期にかけて見てみよう。当時の農地の主な作物である米麦以外では、主食にも用いられた粟・蕎麦は勿論、糖黍・甘薯・馬鈴薯の作付けが多かつたのは、主食として消費するだけでなく商品として販売する目的もあつた。野菜については耕地面積・収穫高・売上高とも第一位は大根である。これは漬物（たくあん其の他）としての販売目的だけでなく、糧飯の材料としても良く使われたからである。他に畑地の作物として人参・牛蒡・茄子・胡瓜・里芋・葱・漬け菜、その他、多種類の菜類も多く栽培され貴重な現金収入となつた。多賀城の土地は地形・地質の関係上、水田米作が最適で果樹園は少ないが、その中でも梅・桃・梨・柿などで若干の生産を上げていたが、農家の家計収入を左右する程ではなかつた。また、村内に大きな川が無く漁港も持てない多賀城では、汽水・淡水を含めても水産業と呼べる漁獲高を得ることには出来ない。家畜の飼育では、明治中期の多賀城で馬は農耕用と荷物運搬を含めて約三六〇頭だつたが、明治以来の大陸戦

線に軍馬として徴発される等で減少の一途を辿った。

多賀城の工業は他産業のかげに隠れていたが、その製品としては製茶・製藍・木製品・金属製品・藁工品・瓦・土管・竹細工など、生産高は少額であり地域にばらつきはあるが、品種は多様になっている。こうして見ると多賀城は主産業以外の諸産業も幅広く取り入れて、時代とともに確実に成長して来たが、度重なる自然災害の為にその発展は順調ではなかった。

明治二〇年代は、二二年の洪水と二九年の凶作である。二二年の洪水は七北田川が氾濫し、岩切・多賀城・高砂などの低地盤地帯は道路、田園の区別なく一面に湖海の状況となり、二九年の凶作もほぼ同様であった。明治三〇年代にも二度の大凶作に見舞われた。明治三五年（一九〇二年）の凶作は、平年比較約六四％の減収で農村が困窮に沈んでいる所へ、翌々三七年に日露戦争の勃発で常備軍は勿論、予備役・後備役から国民兵に至る迄召集され、農耕馬は軍馬として徴発された。これらによる労働不足と経済支出などで農村の疲弊が極限に迫っているのに、追い打ちをかけるように明治三八年も凶作に襲われたのである。この年は六月下旬から八月にかけて低温多湿の日が続き、稲の生育が遅れるという典型的な冷害となった。しかもこの影響は、収穫高が回復しないまま明治四一年まで続いたのである。

これらの凶作は、県下全域に被害を及ぼしたが、多賀城・塩竈・岩切の三ヶ町村だけをみても収穫高は平年作の一〇％台に達しただけで農民の経済状況は少しも好転せず、むしろ小作農民の困窮度は増して地主階級との経済格差は大きくなり、小作農地の減少と地主の増加は著しく、農地の所在地と地質にもよるが当時の多賀城村では、耕作農地面積が五町歩以上の在村地主数は、南宮（九名）が最多で、一町歩以上の不在地主数は塩竈（二一名）であった。因みに前記以外の地区の在村地主数は五人以下で、大代・下馬・山王・東田中は一人未滿（簿外）であるが、存在位置の特性上やむを得ないのかもしれない。この様な社会状況のまま時代は大正から昭和と遷るが、文明開化とともに輸入した社会主義と共に農民の階級を絡んだ労働争議へと繋がってゆくのである。

● 鉄道の整備

多賀城の地域環境は、江戸時代から明治初期ころまでは八幡地区を中心にして仙台と塩竈を結ぶ街道沿いの村々で構成されていたが、仙台から塩竈間は一日足らずの行程なので、他地区の人々にとって多賀城は通過するのみで、他の街道筋の様な人の出入りも賑わいも無く、ずっと以前からの居住者が何代にも亘って営々と築いてきた農村であった。（『平成』の現在でも当市には顕著な『中心街』が形成されず、市街化途上の様相を残している。）

黒船の来航で太平の眠りを醒まされ、幕末期の混乱を乗り越えた日本は、列強諸国から締結を強要された不平等条約を改正する為に、欧米諸国に追い付き追い越せとばかり和魂洋才を旗印に、西洋文化の輸入に本腰を入れ始めた。何よりも先ず国力（軍事力）の増大と諸産業の発達を目的とした輸送力の増強であった。

全国を覆う鉄道網の建設が開始され、遂に明治二〇年（一八八七年）一二月に至り東北本線、上野く塩竈（港）間が全線開通し、我が多賀城村にも漸く文明の光が射し始めた。が、差し当たり東北から東京間の物資輸送を目的としたもので当村には文明の恩恵に与かる部分が少なく、却って県下の水運は等閑視されて、名だたる貞山運河も塩竈く大代間の小型船による微々たる利用を残すのみで歴史の舞台から消え去ることとなった。従って、東北本線の開通は、此の時点では我が大代は鉄道輸送による直接の利益を受けることはなかった。しかし、その後も政府の輸送力増強政策は推進され、明治二四年（一八九一年）九月の東北本線全線開通と、二年前の東海道本線の全通と併せて本州縦貫鉄道は完成され、政府は国力増強に邁進し始めた。時の政府は、富国強兵を国是とした国力増強に邁進していたが、大正末期になって国内諸産業と水力発電の発達に伴う余剰電力の著しい増加を見た。それに着眼した県の実業界では、折から興った全国鉄道網整備の時流に乗って、本県の海岸線に沿う仙台・塩竈・石巻三都市間を結び、且つその間に於ける名勝松島を始め野蒜海岸及び金華山に至る観光開発を主な事業目的とし、且つ当時、余力ある県内の発電・供給電力の消化対策として計画され、大正一二年（一九二二年）九月『宮城電気鉄道株式会社』（以下、宮電）の設立を見たのである。会社設立後、直ちに関係官庁に工事施工の許可を申請し、仙台く塩竈間の施工認可を得て、東北本線の仙台駅北口（地下）を路線の起点とし、当時新設された県道仙塩道路（現、国道45号線）に沿って高砂く多賀城く本塩釜駅（塩竈町内）に至る一五・八kmであった。

会社設立と同時に仙台く塩竈間の工事を開始したが、その後関東大震災のため設立発起人の会社が倒産、更に相次ぐ冷害凶作による農村の疲弊のため建設資金に行き詰まりを生じ、会社経営は国難であったが借款計画による某会社からの資金援助で何とか工事を継続した。その工事も経路地区によって地質・地盤が必ずしも堅固とは云えない箇所が多く、海岸を経由する場所では波浪・浸水防除の工事を必要とした等、工事進捗状況は決して順調ではなかったが、工事完了の区間を次々と東へ延ばして行った。因みに仙台駅を起点とした工事進捗状況は次のとおり。

年号：大正…T 昭和…S

T一五・四・一四…本塩釜

S二・四・一八…松島海岸

S三・四・一〇…陸前小野

S三・一一・二二：石 巻 まで約五〇kmを単線区間ではあったが、六年余の短期間で全線開通した。

さて、此の様な工事進捗状況の下、沿線の利用者が待ち焦がれた『宮電』多賀城駅は、仙台〜西塩釜駅間15kmが大正一四年六月五日に新築落成し、営業を再開した。因みに当時の運賃は多賀城〜仙台間（片道）二五銭、多賀城〜西塩釜駅間は七銭であった。（現在の換算一銭：五・七四四円）

さて、開業したものの多賀城駅に於ける旅客と貨物の取り扱い量は、年により変動が大きく極めて不安定であった。これは、都市間の人的結合が希薄な多賀城村の地域的特性（前述）と、当時の経済社会の状況がそのまま反映されたのかも知れない。ともあれ多賀城村に於ける宮電（多賀城駅）の開通が当村に与えた影響は実に多大なものである。特に仙台との都市間交通を新設したことは、そのうち当村の住民に対して駅と居住地区の遠近に係わらず客観的経済の発展を促し、通勤・通学の便を与える効果は大であったと云えよう。しかし、昭和初期の平和は束の間のものであった。

やがて昭和六年（一九三一年）に勃発した満州事変に続く上海事変、満州国の成立と国際連盟脱退を経て東洋の風雲は急を告げ、国内では二・二六事件など数々の政治事件が発生して社会情勢はますます戦時色を濃くして行ったが、遂に昭和二年（一九三七年）、後に太平洋戦争の発端となった『日支事変』を惹起した。

『宮電』も当然ながら戦時体制下の輸送力増強に組み込まれ、更に時局の要請から『宮電』沿線の、苦竹に陸軍造兵廠、多賀城に海軍工廠、更に矢本に海軍松島飛行場が立地された。日々苛烈さを増す戦局の下、『宮電』も旅客輸送の他に軍需輸送の責務を負う事となり、昭和一九年五月一日に国鉄（現JR）に移管され、また、東北本線の陸前山王駅付近と海軍工廠間を結ぶ線路が新設された。（その一部が現在の臨海鉄道）

此の様に多賀城村は『宮電』沿線の各施設との間に有機的な繋がりを持ったのだが、その後は後々に至り多賀城が新しい発展へと歩み始める基盤となったのである。

● 多賀城の発展を阻害した水害

今は昔、戦時下での学校行事の一環として行われた多賀城駅ホームでの小学校児童生徒による出征兵士の見送り、戦死英霊（無言の凱旋）の出迎えは、当時の遙かな思い出である。

鉄道開通による当村の文明開化の一端は前記の通りであるが、多賀城の発展を阻害して来た大きな原因は、明治以前から殆ど毎年のように繰り返された水害である。

『国の河川工事は砂防工事のみで、氾濫防止の為の工事は地方の問題である』とする国の方針によって明治の末期までの砂押川等は殆ど天然のまま、僅かな堤防以外は全くの無防備という状態で、仮復旧や補強を繰り返して、河川事業の本来的な治水工事は殆ど行われないうまま過ぎす間にも水害は休まず多賀城村にもやって来ていた。特に仙台平野を流れる『砂押川』は平地河川で甚だしく蛇行し、また『暴れ川』と云われた七北田川が村の西側を流れている関係で大雨が降る度に氾濫して流域に大水害をもたらしていた。

記録に残る被害は、明治二三年〜昭和一九年までの五九年間で一五回に及んだ。殊に大代地区は、根本的な治水工事が殆ど行われなかった『砂押川』の最下流に位置し貞山運河に接続されて外洋にも近く、大潮時期であれば『砂押川堤防決壊』の被害をモロに受けて数日間水が退かず、大代〜多賀城小学校間の通学路は、大代〜笠神〜小学校でその殆どが水田地帯で近くに『砂押川』が流れ、太腿に達する道路冠水は常習的で通学に難渋したものだ。治水施設完工後の現在とは文字どおり隔世の感がある。

〔解説〕昭和三五年四月に多賀城東小学校が多賀城小学校の分教室開校するまで笠神、大代の児童は多賀城小学校に徒歩やバスで通学していた。

● 衣食住の近代化

明治開国とともに始まった文明開化は、東京を中心として時間差を持ちつつ地方に拡散したが、多賀城も例外ではなく衣服の近代化から始まった、つまり和服から洋服になることであった。多賀城での洋服の着用は、男子は明治中頃以後の肌着としてのシャツから、中学生（男子のみ）は同三〇年頃からであり、女子も女学生の制服化が始まった大正末期から洋服を着用したが、一般女性は村内の小学生と共に戦後に普及した。それまでは、農作業の関係から、男女ともに農作業としての「ハダコ」と「ハンコ股引き」を農作業以外にも普段着として着用していた。

食生活の近代化を、米や芋類に野菜を加えた食事からパンと肉類・乳製品など蛋白質を主とした食事に代わる事だとすれば、その多くは戦後である。特に戦前の農村では余り変化が無く、また食事に同じ食卓を囲むこともなかった。これは農作業という特殊な仕事と家族数に因るのかもしれない。

次に室内照明の近代化であるが、それは行灯（あんどん）から石油ランプを経て電灯が普及したことだろう。石油ランプは幕末に伝えられたが、明治になって驚く程の速さで本格的に普及し、明治二〇年代には、ほぼ日本全国に行き渡ったといわれる。やがて宮城電鉄による仙台〜西塩釜間の電車開通の翌年大正一二年（一九二三年）年頃、多賀城にも県によって塩

竈から下馬く鶴ヶ谷く大代まで、木の電柱による送電線が引かれたが、その工事費は当時の生活水準に比較して可成の高額であり、そのうえ電柱や電線も受電者が買い取ることになっていたので、すべての家庭に行き渡るのに、なお一〇数年もかかっている。しかし、僅か一〇燭光（明るさの単位）であっても、便利で安定した明るさが得られる電灯は文明そのものであった。

人間の生活にとって『水』は云う迄もなく不可欠である。多賀城は村内に砂押川・七北田川・貞山堀が流れ、水は量的に恵まれている様に見えるが、それは水田稲作用の水であって、生活用水として特に飲料に適する良質の水源が無いために、村民は屋敷内の掘り抜き井戸や川水を汲み上げて使用していたが、それには伝染病を防ぐ設備も皆無で、不衛生な飲料水を使用していた。そのうえ、村当局でも水道の敷設を考えることがなく昭和の時代まで時は流れた。ところが昭和一七年（一九四二年）に海軍工廠が建設されることになり、工廠の工業用水と急増する工廠従事者住宅の生活用水を確保するため水道は絶対に必要であった。軍は多賀城海軍工廠の付帯設備として村内や近隣地に水源井戸と集水所、配水地・配水所とともに水道を敷設し、工廠内と家族住宅に給水されたのが多賀城に於ける水道普及の始まりである。しかし、一般住民が水道の恩恵に与るにはなお暫くの年月を要した。

● 海軍工廠による多賀城の変貌

昭和初期、日本の経済は不況であったが、昭和六年（一九三一年）に始まった満州事変は軍需産業の活況化と共に都市部へ急速に好景気をもたらした。しかし此の事変は、後に日支事変を経て第二次世界大戦への発端となった。一方、昭和に入ってから度も重なる凶作に見舞われた農村は、昭和一一年頃まで不景気だった。そこで此の農村不況を切り抜けるために政府施策の一つとして「農村の自力更生」を標榜し、農民の自立心を喚起して農民がなんとか生き抜けるようにするものであった。しかし此の運動は日時の経過と共にその役割を戦時体制への村全体の協力と組織化に様変わりしていった。

昭和一二年七月、中国北部の盧溝橋事件によって日中全面戦争に突入したが、政府は、同年九月、内閣告諭と訓令により『国民精神総動員運動』を開始し、その後戦争の長期化に伴い昭和一三年四月に公布された『国民総動員法』によって戦争政策を全国民に周知徹底させるため、昭和一五年九月末端組織として部落会・町内会・隣保班（隣組）・町内常会の設置を各都道府県に通達した。隣保班（隣組）は、一個班を一〇戸内外で組織して常会を開き、上級機関からの通知の周知徹底、特に戦時体制への協同実行が図られ、地方行政の末端機関として制度化されていた。（戦後、地域により『町内会』『回覧板』

は現存)。当時、多賀城村は人口七千九百余人で総面積は一千九百七〇畝余の農村であった。地勢は東北部の小高い丘陵部から南西に向かつて平野が広がる極めて平坦な土地で、村の総面積の半分以上は農地で占められていた。そして地価が安く、労働力も安く供給できること、そのうえ、交通機関も東北・常磐の両線が近く、村の中心部を『宮電』と『塩釜線』の二本の鉄道が通り、さらに塩釜港には五千トン〜一万トン級の船舶も入港可能と、工場立地には極めて恵まれた地域環境であった。

大陸での事変によって全面戦争に突入した軍部は、戦争による軍需の拡大と生産力の増強に邁進していた折から、昭和一六年一月八日太平洋戦争が勃発した。予てから、長期戦に備えて軍需品の生産力増強のため多賀城村内に軍需工場の増設を計画していた日本海軍は、此の計画を具体化するため村内外の地形等ついて航空測量を含む綿密な現地調査を行い、軍需工場（海軍工廠）建設用地と付帯施設用地の買収（何れも強制）に取りかかった。

工廠建設予定地として村内の東部地方と仙台市高砂の一部を含んだ範囲で、当時の部落でいえば、沖区全部落・笠神全部落・大代北西部の各範囲内にある家屋・宅地・田畑・山林など広大な土地を軍需工場（海軍工廠）と付帯施設の建設予定地と定めた横須賀海軍建設部は、昭和一七年五月、海軍技手を用地買収のため多賀城村に派遣した。当時、笠神の西園寺境内にあった武道場を仮事務所とした横須賀海軍建設部多賀城工事事務所は同年六月一日から工廠予定地内の測量に着手した。しかし、工廠建設予定地内の土地所有者が、六二一名にも達するため、軍からの現地案内人の要求により役場職員等三名を案内人とし、測量作業は進められていった。

土地買収については、五月二九日付の横須賀海軍建設部長名の軍極秘文書扱いで多賀城村長宛の協力依頼の形をとったものであった。それには、六二一名の土地所有者名が連記され、「指示された期日と場所に印鑑（土地買収承諾書押印用）をもって参集させておくこと」とあった。そして昭和一七年六月四日、多賀城国民学校に於いて、沖・笠神・大代・留ヶ谷・東田中・高崎・八幡上・八幡下の各地区在住の土地所有者六二一名は、一名の異議もなく買収承諾書に調印させられたのである。その頃まで笠神の西園寺境内にある武道場を仮事務所とした横須賀海軍建設部多賀城工事事務所は、名称を横須賀海軍施設部と改め工事事務所を大代に移した。買収済みの土地登記については宮城県が実測を行うとともに、村に対しては買収費の支払い事務や登記事務等への協力依頼があり、買収済の地域内居住者には、一ヶ月以内の移転が強いられた。然し、土地斡旋の事務と造成工事の遅れで、村内外の各地へ一時の仮移転で凌いだ人も多かった。

村内外の各地に一時仮移転し、再び移転先を求めて移転を開始したのが昭和一八年正月早々であった。しかし、買収された土地の中には、菩提寺（西園寺）墓地の他、五ヶ所の共葬墓地に二九六家の墓があり、これらの墓地についての改葬手続きが煩雑であったため昭和一八年一二月漸く移転を完了した。

こうして海軍工廠用地に買収された住民の中には、農地は無論のこと家屋や墓地、神社まで買収されてしまった人も数多くあった。海軍工廠は其の後も買収面積を広げ、最終的には多賀城村の全面積の四分の一に当たる約四九六畝の広大な土地を買収し、終戦までに建築された海軍工廠の建物は、工場・消防・警備・事務関係を含んで合計一三七棟であった。

これ以外に大代に建てられた工廠関係の建物は次のとおりである。〔大代略〕

字雷神（現在の大代二丁目地内）

…村営飯場（後日、仙台港関連の移転者用宅地に転用）

字本船場（現在の大代一丁目地内）

…横須賀海軍施設部多賀城施設工事事務所・菅原組幹部宿舍

字橋本（現在の大代五丁目地内）

…朝鮮人徴用宿舍（戦後、引揚者用住宅に転用）

字枅形囲（現在の大代六丁目地内）

…菅原組工員宿舍（通称タコ部屋）（その後、仙台塩釜港工事完成後、緩衝緑地公園となった）

これとは別に、県は多賀城海軍工廠への輸送力確保を狙い「荷役力増強工事」の名称で、県の直営工事として昭和一八年四月に貞山堀の拡幅・浚渫工事（区間：大代橋く牛生）に着手したが、用地買収と居住者移転を終わり、一部浚渫を始めた処で終戦となり工事そのものが打ち切られた。

昭和一七年六月の海軍工廠用地買収開始以来、土地所有者は、筆舌に尽くし難い辛酸を嘗めつつあった中、海軍工廠は同年一〇月に開庁した。が、本格的な操業は翌一八年三月から開始する予定で、工員の受入れ、必需物資調達の準備を進めていた。ところが、操業開始後一年も経たない昭和一八年一二月一日、焼夷爆弾の製造中に大爆発が起こって火工部は火の海となり、報道秘匿のため推測であるが死者約三〇名で負傷者多数という大惨事となった。

この爆発事故による火災消火のため工廠の消防自動車は勿論、仙台の軍関係の消防自動車も出動して消火に当たったが、

設置してある消火栓も水圧が極めて低く5mぐらいしか放水できぬ状態で、危険なため放水を断念、其の直後に大爆発を起こしたもので結局、消火栓・消防自動車とも役に立たなかったという。

戦局が苛烈さを増した昭和一八年六月、有事即応体制に備えた学徒戦時動員体制により学校の修業年限短縮に始まった学徒動員は昭和一九年三月以降、中等学校以上の学生生徒は男女を問わず、新学期早々一斉に軍需工場の門をくぐり動員されることになった。多賀城海軍工廠にも昭和一九年の四月頃から、火工部・機銃部を中心に多数の学徒が入廠した。村内・仙台・塩竈など近隣在住の生徒は毎日電車で工廠へ通い、遠くは県外や県北の中学校・女学校から動員された学徒は、多賀城村内に建設された男女別の寮に引率の教師と共に、それぞれ入廠し、また、寮が不足していたので、寮の付近の民家に五、六人ずつ割り当てられて宿泊した。これらの学徒は連日整列して工廠に向かい、『土曜、日曜あるものか』のスローガンのもとに終戦まで慣れぬ手つきで日夜、軍需品の増産に励んだのであった。

次に、多賀城海軍工廠建設に纏わる犠牲者（タコ部屋人夫）について略記する。昭和一七年、日本海軍は宮城県多賀城村に海軍工廠を建設するため工廠用地を強制買収し、緊急工事を菅原組に請負させた。当時、軍事施設の突貫工事建設は、タコ部屋人夫を使う土木会社として有名な菅原組でないと出来ないといわれ、菅原組はこの工事を更に配下の九つの組に下請けさせていた。（タコ部屋＝蝸壺同様、逃走は困難）。これらの下請け業者は当時、多賀城村大代字枅形団（現、大代六丁目三番の付近、緩衝緑地公園内）に一二棟の飯場を建てて人夫を収容した。各地の人数は一七〇名〜三〇〇名以上の規模であった。これら各飯場の配下で人夫として働いていた労務者の大半は、周旋屋の甘言に釣られ前借りして働きに来た者で、このため仕事がつくても身動きが出来ず、遂に過労、栄養失調と飯場で流行した発疹チフスが主な原因で病に倒れてしまう場合が多かったという。しかし、中には仕事に耐えきれずに飯場を抜け出して捕まり、リンチを受けて病院に担ぎ込まれた後に死亡した者もあり、殊に工廠建設に於ける菅原組のタコ飯場では、病気で動けなくなっても畜（もっこ）に入れて現場に担いでいって働かせるという状況であった。

他に菅原組に係わる人夫虐待の話は、徴用工（日本人・朝鮮人）、囚人（宮城刑務所ほか）についても存在するが割愛する。その間にも米軍による日本本土空襲は続き昭和一九年一二月の塩竈・同二〇年七月の仙台空襲があり、更には昼間不規則に来襲する艦載機の機銃掃射を避けるため野外の農作業を月明の夜間に行うこともあった。やがて、同年八月一五日終戦、多賀城村は幸いにも大空襲を受けず、工廠も一年五ヶ月の短い使命を終えた。

おわりに

拙文でしたが、記述予定の時代範囲を終了しましたので、読者と編集の方々のご厚意に感謝申し上げます。此の稿を終えさせて頂きます。有難うございました。

大代南区 渡邊 巖

追伸

平成二〇年三月号（第二六四号）から平成二五年五月号（第三二三号）までに「ふれあい」で全五九回にわたり紹介した「大代の歩み」も平成二三年三月一日の東日本大震災の津波により、電子データが一瞬に消失してしまいました。

幸い、この「ふれあい」が紙で残されていて、これを欲しいという方もいたことから、今回電子データに再入力し、末永く保存することとしました。

これまでの大代の歴史的なあゆみは、ふるさとの大代を知るうえで大変貴重な資料であると思っておりますので、皆様にご活用いただければ幸いです。

大代地区コミュニティ推進協議会 事務局

この記事の中で使用されている言葉で、読みや意味が難しい漢字を次のとおり説明します。

読み	意味	読み	意味
鶉野…うずらの 瀬取船…せどりぶね 大凡…おおよそ 殊…こと 水主…かこ 分限者…ぶんげんしゃ 石…こく 纏まり…まとまり 遷す…うつす 水垢離…みずごり 漸く…ようやく 曾ては…かつては 所謂…いわゆる 諡…おくりな 舩…はしけ 閘門…こうもん	大代の旧字名（現大代六丁目） 沖懸りしている大型船から積み荷を 瀬取りする小型の船⇨茶船 物事のあらまし 船の乗組員 金持ち。資産家 大人一人が一年に食べる米の量 冷水を浴びて神仏に願をかけること その人の生前の立派な行いに対し送 られる呼び名 沖に停泊中の船と陸の間を客・貨物を 運ぶ小舟 運河の水量調節のための堰	恰…あわせ 筵…むしろ 備荒…びこう 糧飯…かてめし 和魂洋才…わこん ようさい 驀進…ばくしん 苛烈…かれつ 予て…かねて 焼夷爆弾…しょう いばくだん 纏わる…まつわる 飯場…はんば 頼母子…たのもし 開鑿…かいさく 頻り…しきり	裏を付けて仕立てた着物 わらで編んだ敷物 飢饉に備え米穀を蓄えること 米の消費を抑えるため雑穀や野菜な ど低廉な食品で増量した飯 日本特有の精神を失わず、西洋の学 問・知識を取入れ活用すること まっしぐらに進むこと ひどく、きびしいこと 以前から 家屋などを焼き払うために、燃える 物質を装置した爆弾 関連する 土木工事などの現場で労働者が一緒 に寝泊まりする一時的な建物 互いに掛金を出し、その金を融通し あうこと 山野を切り開いて運河等を通すこと くりかえし。たびたび

読み	意味	読み	意味
吏員…りいん 蔬菜…そさい 菘起…じやつき 標榜…ひようぼう 銭神…ぜにがみ 箱館…はこだて 大坂…おおさか 代垢離…だいがり 養嗣子…ようしし 御舟入堀…おふな いりほり 神酒川…みたらせかわ 風土記御用書出…ふど きごようかきだし 御日肴…おひざかな 鼓ヶ原…つづみがはら 町…ちよう	地方公共団体の職員 野菜・あおももの ひきおこすこと 主義・主張を公然と示すこと 大代地区にあった旧字名 明治二年蝦夷地が北海道となり箱館 も現在の函館となった 明治新政府が「坂」が「土が反する」と読めることから「阪」としたとも言われている 伊勢参宮をする人に代わって川水を浴び心身を清めること 民法旧規定で、家督をつぐ養子 貞山運河 砂押川⇨船場川 安永三年に幕府が藩に命じて提出させた地誌 藩主に献上する村の水産物 この原を踏むと太鼓のなるような音がした長さの単位で一町⇨約一〇九m	勧請…かんじよう 間…けん 八か浜…はちかはま 手舟…てふね 朝敵…ちようてき 斥候…せつこう 穢多…えた 非人…ひにん 名子…なご 水呑…みずのみ 一町歩…いっちようぶ	仏神の霊や像を寺社に新たに迎え奉安すること 一間⇨約一・八m 花淵・吉田・代ヶ崎・大代・東宮・蒲生・松ヶ浜・菖蒲田浜の八浜 自分が所有する船 天皇とその朝廷に敵対する勢力 敵情や地形をひそかに探る少数の兵 けがれ多い者(罪人) 江戸時代刑場の雑役等に使われた身分の低い者 莊園領主・名主に隷属した下層農民 江戸時代、年貢の基準となる石高を持たない者、四民の下とされた蔑称 約九九・一七アール